

平成 2 3 事業年度業務実績報告

独立行政法人 航海訓練所

目 次

第 1 章 業務運営評価のための報告

I はじめに	1
II 業務運営に関する報告	2
1. 中期目標の期間	2
2. 業務運営の効率化に関する事項	2
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7
4. 財務内容の改善に関する事項	40
5. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	47

第 2 章 自主改善努力評価のための報告

添付資料一覧

資料 1: 内航用練習船による新たな航海訓練体制	
資料 2-1: 職員採用ルート拡大	
資料 2-2: 平成 23 年度人事交流実績	
資料 3: 燃料油高騰に対する実習訓練への対応	
資料 4: 企画部門を強化した陸上組織作り	
資料 5: 実習生配乗表（平成 23 年度及び平成 24 年度（予定））	
資料 6-1: 三級海技士養成の訓練概要	
資料 6-2: 船員を取り巻く国際条約への対応	
資料 7: 海事英語訓練の体系とその実施	
資料 8: 四級海技士養成の訓練概要	
資料 9: 内航船員養成教育訓練プログラムの概要	
資料 10: 平成 23 年度実習生受入修了実績	
資料 11: 内航用練習船の仕様概要及び進捗状況	
資料 12: 平成 23 年度関連機関との意見交換会等の実績	
資料 13: 平成 23 年度練習船視察等実績	
資料 14: 業界のニーズを反映した訓練の事例	
資料 15: 実習生による訓練評価等の見直し	
資料 16: 平成 23 年度実習生による訓練評価	
資料 17-1: 職員研修とその活用	
資料 17-2: 平成 23 年度職員研修実績	
資料 18: 安全管理と船舶保安の体制と内部監査実績	
資料 19: 不具合・軽微事故・ヒヤリハット情報の検証とその活用	
資料 20: 津波発生時の対応について	
資料 21: 平成 23 年度研究項目一覧（独自研究及び共同研究）	
資料 22: 第 3 期中期目標期間における研究活動方針	
資料 23: 平成 23 年度運航実務研修受入実績	
資料 24: 海事関連機関からの要請に応じた派遣	
資料 25: 平成 23 年度各種委員会等への委員派遣実績	
資料 26: 平成 23 年度研究成果実績一覧	
資料 27: 平成 23 年度所内研究発表実績一覧	
資料 28: 平成 23 年度所外論文発表及び学会発表実績一覧	
資料 29: 平成 23 年度海事関係イベントへの参加実績	
資料 30: 平成 23 年度シップスクール開催実績	
資料 31: 広報コミュニケーションの取組	
資料 32: 内部統制の充実・強化の取組	
資料 33: 平成 23 年度教育査察実施結果	
資料 34: 東日本大震災の支援活動	

第1章 業務運営評価のための報告

I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日、平成16年2月23日、平成18年3月9日同委員会改定、平成19年度3月13日同委員会判断基準に係る指針）に基づき、独立行政法人航海訓練所の平成22事業年度の業務運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が具体的数値（目標値）により設定されている場合とそれ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。

<目標値が設定されている場合>

(中期目標	大項目－中項目－小項目「タイトル」
・	・
(中期計画	大項目－中項目－小項目「タイトル」
・	・
(年度計画における目標値	大項目－中項目－小項目「タイトル」
・	・

① 年度計画における目標設定の考え方

--

② 実績値（当該項目に関する取組み状況を含む。）

--

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

<上記以外の場合>

(中期目標	大項目－中項目－小項目「タイトル」
・	・
(中期計画	大項目－中項目－小項目「タイトル」
・	・
(年度計画における目標値	大項目－中項目－小項目「タイトル」
・	・

① 年度計画における目標設定の考え方

--

② 実績値（当該項目に関する取組み状況を含む。）

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

Ⅱ 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

（中期目標 2－（１）「組織運営の効率化の推進」）

組織運営の効率化を推進するに当たっては、内航用練習船を導入することにより、航海訓練のあり方を全般的に見直すとともに、適切な航海訓練体制の整備及び要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。

（中期計画 1－（１）「組織運営の効率化の推進」）

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」、総務省の「独立行政法人航海訓練所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び国土交通省成長戦略を踏まえ、船員の確保・育成のための基盤整備を図るとともに、より効率的な組織体制を確立する。

内航海運業界から要請の強い内航用練習船を導入することにより、座学教育を担う船員教育機関 15 校（以下「船員教育機関」という。）等から委託された学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練のあり方を全般的に見直すとともに、要員の縮減等を含む適切な航海訓練体制を整備する。

（年度計画における目標 1－（１）「組織運営の効率化の推進」）

内航用練習船就航後における、船員教育機関 15 校（以下「船員教育機関」という。）等から委託された学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練のあり方を全般的に検討する。また、同船の訓練海域を選定するなど、航海訓練の内容及び実習生定員を踏まえ、他の練習船よりも少ない要員とすることを検討する。

上記の他、航海訓練のあり方の全般的な見直しを踏まえ、職員の担当業務の適正化を含めた航海訓練の体制整備を推進する。

① 年度計画における目標設定の考え方

平成 26 年度より、帆船練習船 2 隻、大型練習船 2 隻に、新たに内航用練習船 1 隻を加えた練習船体 5 隻体制とする整備計画を策定し、効率的な組織運営に資することを目標として設定した。

また、「大成丸代船建造調査委員会」の最終とりまとめ（平成 22 年度）（以下、「最終とりまとめ」という。）に基づき、内航船員養成のための教育訓練に係る基本事項を整理し、「内航用練習船建造発注仕様書」の作成を目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び今後中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

最終とりまとめに基づき、内航船員養成のための教育訓練に係る基本事項を整理し、「内航用練習船建造仕様書」を作成した。

現大成丸（5,886 トン）の代船として小型化した内航用練習船（3,400 トン程度）を導入するに当たり、次の観点から航海訓練のあり方について検討するとともに、その検討結果を来年度から反映させることとした。

- ① 主な訓練海域を内海等の狭水道や浅水域とした内航用練習船と他の練習船との訓練の役割分担
- ② 内航用練習船における、実習生定員減や設備の充実等に伴う業務の見直しと要員の適正化
 - (ア) すべての練習船について、個人に割り当てられた仕事（職務）を含めた担当業務の適正化を図る検討を開始した。
 - (イ) 実習生定員を 120 名とすることで、他の練習船よりも 5 名少ない要員とする検討を開始した。
 - (ウ) 内航用練習船建造に当たり、2 名を併任配置とした代船建造監督室を設置した。また、組織の企画部門強化のための検討を開始した。
- ③ 内航用練習船導入による航海訓練体制の整備

資料 1：内航用練習船による新たな航海訓練体制

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 最終とりまとめに基づき作成した「内航用練習船建造発注仕様書」を、独立行政法人航海訓練所総合評価方式事務取扱要領において定める総合評価方式委員会の委員が、同要領で定める総合評価の方式に基づき建造事業者を適性に審議し、評価した。

（中期目標 2－（2）「人材の活用の推進」）

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、座学を行う船員教育機関 15 校（商船系大学 2 校、商船系高等専門学校 5 校並びに独立行政法人海技教育機構の海上技術学校等 8 校）及び海運会社との人事交流を積極的に推進する。

また、組織の一層の活性化を図るために、海事関連行政機関等とも人事交流を推進するとともに、必要な要員を安定的に確保できるよう、採用ルート拡大を検討する。

（中期計画 1－（2）「人材の活用の推進」）

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、船員教育機関、海運会社等との連携強化による教育訓練の質の向上とその効率的な実施及び海事関連行政機関の知見活用による組織の一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流の推進を図る。

また、職員採用について、必要な要員を安定的に確保するため関係機関等との連携強化を図り、採用ルート拡大に努める。

（年度計画における目標値 1－（2）「人材の活用の推進」）

船員教育機関、海運会社、海事関連行政機関等と期間中に 40 名程度の人事交流を実施する。

また、職員採用について、内航海運、外航海運等における船員経験者を含めた採用ルート拡大を検討する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

人事交流の員数については、各年度において平均的な交流員数となるよう、中期計画に掲げた 200 名の 5 分の 1 を目標に設定した。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

① 国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、民間船社等と 73 名の人事交流を行い、連携の強化及び海事関連行政機関の知見活用に努めた。

また、民間船社からの教官派遣では 12 名の人事交流を行い、二等・三等航海士・機関士として乗船し、その知見により操練の実施手法等航海訓練の充実を図った。

② 機関士や調理師の採用が難しい情勢の中、教官不足による訓練の質の低下を防ぐため、下記のとおり職員の採用ルートの拡大に取り組んだ。

(ア) 水産大学校から機関士（教官）1 名を採用

(イ) 外航船社の機関士の業務経験がある部員教官を機関士（教官）として内部登用

(ウ) 募集エリアを拡大した水産高校や調理師学校等からの部員採用

(エ) 内航海運や調理業務の経験者を中途採用

資料 2-1：職員採用ルートの拡大

資料 2-2：平成 23 年度人事交流実績

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

（中期目標 2－（3）「業務運営の効率化の推進」）

内航用練習船の導入等による管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化などにより、一般管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。

業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 6%程度抑制することとする。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 2%程度抑制することとする。

（中期計画 1－（3）「業務運営の効率化の推進」）

内航用練習船の導入等による管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化等により、一般管理費及び業務運営費等の経費を削減し、業務運営の効率化を図る。

① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 6%程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 2%程度抑制する。

② 業務のアウトソーシング

海運業界をはじめとする関係団体等からの講師派遣による 関連業界の現状の講話等、民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図るほか、海事英語訓練の一部を外部委託し、民間開放を継続する。

③ 航海訓練のあり方を全般的に見直すことと併せ、航海訓練業務の効率化を図る。

（年度計画における目標値 1－（3）「業務運営の効率化の推進」）

- ① 一般管理費（それぞれ人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成 23 年度予算(対前年度比 3%減)を抑制する。
- ② 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成 23 年度予算(対前年度比 1%減)を抑制する。
- ③ 海運会社、関連団体等から講師派遣を受けた海運業界の現状に係る講話、海事英語訓練の一部を外部委託する等の民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図り、民間開放を継続して実施する。
- ④ 社会状況等に応じた航海訓練のあり方に沿った管理部門の簡素化、契約監視委員会による契約の適正化等を進めることにより、航海訓練業務を効率的に実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

- ① 一般管理費及び業務経費について、中期計画目標値を達成するため、期間中にそれぞれ 6%程度及び 2%程度の抑制を図ることを目標に設定した。
- ② 英語能力要求の高まりにより、海事英語訓練のうち民間への業務委託により実行可能な内容について検討し、引き続き民間開放を推進することを目標に設定した。
- ③ 内航用練習船の導入を受けて、航海訓練業務の効率化を検討することを目標に設定した。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- ① 一般管理費について、競争入札の徹底や光熱水料等の節減を続けてきた結果、中期計画の初年度予算額に対して約 8%（3,534 千円）抑制した。
- ② 業務経費について、燃料高騰時に実施した効率的な運航を引き続き行った結果、同予算額に対し約 3%（6,992 千円）抑制した。

資料 3：燃料油高騰に対する実習訓練への対応

③ 民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図るため、以下の取組を行った。

(ア) 海運業界の現状に係る講話

海運業界等からの講師派遣による寄附講座「海運ガイダンス」を 3 回（9 社が参加）実施した。

(イ) 民間の知見を活用した訓練の充実

下記業務について外部委託を行った。

- ・内航用練習船建造発注仕様書等作成のための支援業務
- ・海事英語訓練等 2 回

・特別講義 2回

- 全日本船舶職員協会による、高等専門学校及び海技大学校の学生を対象とした「職場の安全とヒューマンエラー」
- ANA ラーニング（株）による、大学及び海技大学校の学生を対象とした「ビジネスマナーについて（新社会人として身に付けておくべき知識）」

・ホームページのリニューアルに関する業務

④ 業務運営の効率化の推進を目的として、以下を実施した。

- (ア) 管理部門の業務を見直し、陸上職員 2 名を削減した。
- (イ) 契約の適正化を進めるため、入札に参加しやすい仕様内容にする等の契約監視委員会での意見を踏まえ、調査・検証を行うとともに、経費の削減及び業務の効率化のため年度契約や単価契約を取り入れた。

調達情報をホームページに掲載することにより、広く応札業者を求めた。

- (ウ) 内航用練習船の建造工事については、技術提案を求める一般競争（総合評価方式）として中小造船所の参入を容易化するとともに、総費用の低廉化を図るため事業パートナーの選定については企画競争方式とした。

内航用練習船の仕様書においては、船型の小型化・燃費の良い機関を選定する仕様とすることにより、燃料等運航経費の削減を目指した。

資料 4：企画部門を強化した陸上組織体制

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 引き続き中東情勢不安等の影響による船舶燃料油の価格高騰により、練習船の運航経費が予想を大きく上回り、船舶の安全性の担保と航海訓練の質の維持に直接的に影響する中、練習船では減速運転等効率的な運航対策を講じた。
- 外部委託した海事英語訓練には、実習生とともに当所教官が参加し、教官の英会話能力の向上、訓練技法の習得に活用した。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（中期目標 3－（１）「航海訓練の実施」）

独立行政法人航海訓練所法（平成 11 年法律第 213 号）第 11 条第 1 号に基づき、対象となる学生、生徒等（以下「実習生」という。）に対する航海訓練を実施する。

航海訓練の実施に際しては、国際条約の改正等に的確に対応し、船員教育機関及び海運業界と連携して国の政策に沿って必要とされる訓練を安全かつ効果的・効率的に行うとともに、職員研修及び自己評価体制を充実させること等により、訓練全般の質的向上を図る。

（中期計画 2－（１）「航海訓練の実施」）

独立行政法人航海訓練所法（平成 11 年法律第 213 号）第 11 条第 1 号に基づき、対象となる学生、生徒等（以下「実習生」という。）に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。併せて、職員研修及び自己評価体制を充実させること等により、訓練全般の質的向上を図る。

（年度計画における目標 2－（１）「航海訓練の実施」）

航海訓練及び船内生活を通じて新人船員に要求される資質、知識及び技能等のシーマンシップが身に付いた人材を育成するとともに、内航または外航海運業界から求められるニーズを踏まえた、安全かつ実践的な航海訓練の強化/充実を図るため、以下の（a）～（j）に掲げる取組を実施する。

① 年度計画における目標設定の考え方

各船員教育機関からの実習委託を受け、前年度に策定した実習生配乗計画に基づき実習生を各練習船に配乗し、航海訓練課程及び指導要領に従って、安全で質の高い航海訓練を実施することとした。

資料 5：実習生配乗表（平成 23 年度及び平成 24 年度（予定））

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 独立行政法人航海訓練所法第 11 条第 1 号

商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。

資料 6：取得海技資格による練習船の船種、実習期間、訓練海域

(1) 航海訓練に関する業務の実施対象と目的

航海訓練に関する業務は、上記大学、高等専門学校及び海技教育機構等の学生または生徒等に対し、船舶運航に必要な知識及び技能を習得させることを目的としている。

(7) 大学

- ・ 東京海洋大学 海洋工学部 海事システム工学科 航海システムコース
 海洋工学部 海洋電子機械工学科 機関システム工学コース
- ・ 神戸大学 海事科学部 海事技術マネジメント学科
 海事科学部 海洋ロジスティクス科学科
 海事科学部 マリンエンジニアリング学科

(4) 商船高等専門学校

- ・ 富山高等専門学校 商船学科 航海コース及び機関コース
- ・ 鳥羽商船高等専門学校 商船学科 航海コース及び機関コース
- ・ 弓削商船高等専門学校 商船学科 航海コース及び機関コース
- ・ 広島商船高等専門学校 商船学科 航海コース及び機関コース
- ・ 大島商船高等専門学校 商船学科 航海コース及び機関コース

(9) 海技大学校

- ・ 海技士教育科 海技専攻課程 海上技術コース (航海及び機関)
- ・ 海技士教育科 海技専攻課程 海上技術コース (航海専攻及び機関専攻) (注 1)
- ・ 海技士教育科 海技専攻課程 海上技術コース (航海専修及び機関専修) (注 2)
- ・ 海技士教育科 海技専攻課程 海技士コース (六級航海専修) (注 3)

(注 1) 海上技術コース (航海専攻及び機関専攻) :

海運会社に雇用されている者 (内定者を含む) であって、船員教育機関以外の大学、高等専門学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者またはこれと同等と認められる者を対象に平成 17 年に新設され、平成 18 年度から練習船実習を開始。

(注 2) 海上技術コース (航海専修及び機関専修) :

海上技術短期大学校の専修科を卒業した者を対象に平成 19 年に新設され、平成 20 年度より練習船実習を開始。

(注 3) 海技士コース (六級航海専修) :

内航海運事業者に雇用されている者 (内定者を含む。) であって、船員教育機関以外の高等学校を卒業した者またはこれと同等と認められる者を対象に、平成 19 年に新設され、同年より練習船実習を開始。

(5) 海上技術短期大学校及び海上技術学校

- ・ 海技士教育科 海技課程 専修科
- ・ 海技士教育科 海技課程 本科
- ・ 海技士教育科 海技課程 乗船実習科
- ・ 海技士教育科 海技課程 インターンシップコース (専修科及び本科)

(㊦) 上記学校等の学生及び生徒に準ずる者として国土交通大臣が指定する者

- ・(財) 日本船員福利雇用促進センター（開発途上国船員養成事業を国から受託して実施する機関）が委託する研修生
- ・航海訓練所とフィリピン国マリタイム・アカデミー・オブ・アジア・アンド・ザ・パシフィック（以下、「MAAP」という。）との間で航海訓練に係る協力関係に関する協定を締結し、これに基づき受け入れる留学生

(注 1) 開発途上国船員養成事業は、STCW 条約に加盟している先進海運国の責務として求められている事項に応えるために実施している事業。

(注 2) MAAP 留学生は、検討会報告（平成 19 年 3 月）を受けて平成 19 年度より新たに受け入れを開始した。

(2) 航海訓練と学校等における席上課程との関連

上記学校等は、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令に基づき船舶職員養成施設として登録し、当該登録の基準に基づく教育課程に船舶実習を組み込んでおり、その船舶実習は航海訓練所で行うこととされている。すなわち、航海訓練所は、わが国の商船教育制度の下、学校等から一元的に学生等を受入れ、練習船で航海訓練を行っている。

なお、開発途上国船員養成事業及び MAAP から受け入れる留学生等は、開発途上国において STCW 条約を満足する上記船舶実習を円滑に行うことが難しい状況を踏まえて実施するものであり、航海訓練所が実施する航海訓練の内容は、研修生・留学生が出身国で受けた船員教育課程に応じたものとなっている。

(3) 訓練期間

訓練期間は、船舶職員及び小型操縦者法関係法令に基づき、取得対象海技資格別に指定され、学校等の卒業者に対する乗船履歴の特例を満足する最短期間である。

また、前記特例は、取得対象の海技資格に応じて船種（帆船、ディーゼル船若しくはタービン船）別の乗船期間及び訓練海域を規定している。

なお、開発途上国の研修生に対する航海訓練所練習船における訓練期間は、開発途上国船員養成事業のスキームの中で 3 月、MAAP からの留学生については、協定により 2 月と定められている。

(中期目標 3－(1)「航海訓練の実施」)

(a) 三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とした訓練内容の充実・強化を図る。

また、これらについては、民間船社が実施する航海訓練との連携も踏まえて実施する。

(中期計画 2－(1)「航海訓練の実施」)

(a) 三級海技士養成

三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・船舶運航及び船員に関する管理能力向上のための実務訓練

- ・実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練
- ・ SOLAS 条約、ISPS コード、SMS 等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練

（年度計画における目標 2－（１）「航海訓練の実施」）

（a） 三級海技士養成

三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力の強化及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

社船実習制度に関して、海運会社と連携を強化することにより、社船実習と一貫性を維持し効果的な航海訓練を実施する。

- ・ 船舶運航の基礎訓練を充実するとともに、ブリッジ・リソース・マネジメント（BRM）訓練、電子海図情報表示システム（ECDIS）訓練、エンジンルーム・リソース・マネジメント（ERM）訓練等のプログラム策定
- ・ 安全管理システム（以下、「SMS」という。）等に関する管理能力向上のための訓練
- ・ 船舶運航における実践的コミュニケーションに重点をおいた海事英語訓練
- ・ SOLAS 条約、ISPS コード等の国際条約に関する知識を高めるための訓練

① 年度計画における目標設定の考え方

（a） 三級海技士養成

- ・ 三級海技士養成にあつては引き続き日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力の強化及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力の強化を目標とした訓練内容の充実・強化を行うこととした。
- ・ 社船実習制度において、社船と一貫性のある練習船における航海訓練の実施手法を継続的に検討することとした。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

（a） 三級海技士養成

日本人海技者に求められている「外国人船員指揮監督能力」及び「国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力」を強化するため、以下の取組を実施した。

資料 6-1：三級海技士養成の訓練概要

① 船舶運航の基礎訓練の充実及び各種訓練等のプログラムの策定・実施

(7) 2010 年 STCW 条約マニラ改正にて強制要件となった、ブリッジ・リソース・マネジメント（BRM）訓練、電子海図情報表示装置（ECDIS）訓練、エンジンルーム・リソース・マネジメント（ERM）訓練に関し、国内法令化に備えた訓練プログラムを考案・試行を行い、実習指導要領（カリキュラム）の改訂に向けた取組を開始した。

(4) 実習生に主体性を持たせた航海当直、機関準備・終了作業、出入港作業、操船操機実習の訓練を通じて、個々の技能向上を図るとともに、コミュニケーションを重視した作業を実施した。

(6) 主機ピストン抜き実習を通じて、専用工具取扱、作業立案、作業指揮及びチームワーキング、安全管理を含む総合的な保守整備能力等を高めさせることに努めた。

資料 6-2：船員を取り巻く国際条約への対応

② 安全管理システム（SMS）に関する管理能力訓練の実施

SMS に定める当直手順書、出入港手順書等のチェックリストを、練習船運航や補油作業等の様々な実際の場面において機会ある毎に活用し、SMS に基づく安全管理の運用を習得させた。また、船上作業のリスク軽減を指導する上で、リスクアセスメントを引用し、各作業に関するリスク評価に取り組んだ。

③ 海事英語訓練の実施

以下の実践的な取組を行うことにより、実習期間を通じて実習当初に比べ下船時には TOMECS の平均点で約 8% のコミュニケーション能力の向上を認めた。

(ア) 実践的な海事英語訓練

- 航海当直、出入港作業、機関運転準備・終了作業等の場面における英語によるコミュニケーション
- 英語による船舶間通話及び港務通信
- 独自開発した「海事英語自習教材・機関科編」による英会話演習
- 外国人実習生との混乗配乗による実践的コミュニケーション力の涵養

(イ) SOLAS 条約、海賊問題等の海事情勢に関する英文資料や外国版水路書誌の読解演習

(ロ) 外部委託による海事英語訓練

船舶運航や応急部署を題材とした訓練についてロールプレイを用い実践的コミュニケーション能力を高めた。

資料 7：海事英語訓練の体系とその実施

④ 国際条約に関する知識を高める訓練

(ア) SOLAS 条約に定める防火部署・総員退船部署などの操練について、実習生にシナリオを立案させることにより、消火設備の取扱、救命艇の降下等の訓練において自発的な行動を促すとともに、非常時における対応の理解を深めさせるように努めた。

実習生の自己評価では 50% が操練を計画する能力が身に付いたと評価していることから、今後とも取組の向上を図ることとした。

(イ) 外部訪問者に対するセキュリティチェック、爆発物が設置されたテロ行為を想定した船舶保安の対応に関する訓練を行うことにより、ISPS コードに関する理解を深めさせた。

(ロ) 国際海事機関による NOx 規制等の環境保護、原動機メーカ及び船社における省エネ技術への取組状況を講義に織り交ぜ、最新情報として実習生に教授した。

⑤ その他

(ア) 社船実習制度に対する取組

外航船社の実務担当者と船社実習に関する意見交換を行い、学生等に必要な知識や訓練を検討することにより、連携して実施すべき航海訓練の内容（英語によるコミュニケーション、船位決定、機器の基本操作要領等）を確認した。

(イ) 訓練内容の充実及び強化

「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」の議論を踏まえ、タービン練習船「大成丸」用途廃止後の三級海技士養成（機関）の訓練を想定した訓練時間や実習指導要領（カリキュラム）を独自に検討した。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標 3－（1）「航海訓練の実施」）

- （b） 四級海技士養成にあつては、内航用練習船を活用して、若年船員の即戦力化、安全運航及び環境保護に係る能力を強化できるよう、訓練を抜本的に見直し、実施する。

（中期計画 2－（1）「航海訓練の実施」）

（b） 四級海技士養成

四級海技士養成にあつては、内航用練習船を活用して、若年船員の即戦力化、安全運航及び環境保護に係る能力強化を目的として訓練を抜本的に見直し、訓練内容の充実を図る。具体的には、他の練習船での訓練と適切に組み合わせた、新たな内航船員養成訓練プログラムを策定する。そのプログラムにおいて、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・ 内航船の常用する航路での当直業務、錨の揚げ下ろしを含む、出入港業務に係る訓練等
- ・ 単独で業務を担える能力を養成する訓練
- ・ モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感・自立性の涵養の付与

これらの訓練の充実にあつては、内航船の現状（少数・高齢化等）を踏まえ就職後の環境順応能力を高めるため、幅広い年齢層の練習船乗組員を活用する。

（年度計画における目標 2－（1）「航海訓練の実施」）

（b） 四級海技士養成

若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力の強化を推進した即戦力化を図るため、以下の取組を実施する。

- ① 導入を計画する内航用練習船と他の練習船の訓練を組み合わせた内航船員養成訓練プログラムを作成する。

また、船員教育機関等と連携した作業部会を開催して座学課程と一貫した訓練内容を検討する。

- ② 単独で航海当直や出入港時の機器が操作できる能力を目指した訓練を行う。
- ③ 内航海運の業務形態を理解させ、内航船員としての職業意識及び責任感・自立性を身に付けさせる取組を行う。

① 年度計画における目標設定の考え方

（b） 四級海技士養成

- ・ 安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の即戦力化を目標とし、継続して訓練内容の充実・強化を図ることとした。
- ・ 実習生が船員としての職業意識及び責任感等を身に付けるよう指導の工夫を図ることとした。
- ・ 内航用練習船の導入を踏まえ、内航業界からの意見を参考に、同船や既存の練習船を活用した内航船員養成のための効果的・効率的な訓練を検討することとした。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

(b) 四級海技士養成

若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力強化と即戦力化を図るため、以下の訓練を実施した。

資料 8：四級海技士養成の訓練概要

① 船舶運航基礎の確実な習得を目指した内航船員養成教育訓練プログラムの策定

(ア) 海技教育機構と「内航用練習船を活用した教育訓練に係る作業部会」を 4 回開催し、当所の四級養成カリキュラムに内航業界ニーズ（バラスト操作実習、クレーン操作実習等の内航に特化した訓練の実施や内航船の運航形態など）を加味することにより、座学と他の練習船での乗船実習を効果的・効率的に組み合わせた「内航船員養成教育訓練プログラム（案）」を策定した。

資料 9：内航船員養成教育訓練プログラムの概要

② 単独で航海当直や出入港時の機器操作ができる能力強化を目指した訓練及び実習生主体当直や以下のような出入港時の機器操作を、練習船乗組員の技術や知識を活用して積極的に行わせた。

(ア) 船橋航海当直

- 確実な見張り、レーダ等の航海計器の適切な取扱の習得
- 国際 VHF による他船等との送受信要領の習得
- 実習生主体当直による総合的な技能習得
- 操船シミュレータ訓練の活用による、様々な状況を設定した避航操船等の訓練効果の向上

(イ) 出入港時

- 機器の単独操作による、責任感を持たせた機器の運転操作能力の習得

(ウ) 機関室当直

- ディーゼル機関やポンプ等の運転操作訓練の反復実施による、自主的な機器の運転管理能力の習得
- 実技試験により確実な技能習得の確認
- ストレーナ掃除等の定常的な整備作業への指導

③ 狭水道航行、夜間や早朝の出入港など内航海運に特化した業務形態を理解させるとともに、内航船員としての職業意識及び責任感・自立性を身に付けさせる訓練を実施した。

(ア) 夜間の瀬戸内海航行実習や仮泊地における早朝の出発・到着を体験させる等、内航船の運航形態を経験させる。

(イ) 補油においてオイルタンカーの荷役作業に関する演習を実施し、荷役設備の見学、油の搭載・検量等の実務を体験させる。

(ウ) 航海・機関の専門知識・技能の深度化を図るため、以下のような選択実習を計画し実施する。

- ・ 操船シミュレータを活用した実船との複合訓練
- ・ 出入港に係る繰り返し訓練
- ・ 主機関等のディーゼル機関の解放・組立整備実習

(エ) 内航業界からのニーズが高いバラスト操作実習を試行し、効果的な訓練ができることを確認する。

(オ) 責任感、積極性などを意識した船内生活指導を行う。

(カ) 実習生に主体性を持たせた航海当直及び機関準備・終了、出入港作業の実施

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標 3－（１）「航海訓練の実施」）

- （ｃ） その他の航海訓練の実施にあつては、海運業界をはじめとする関係団体等の要望に柔軟に対応して訓練を実施し、それぞれに設定した訓練の目的を達成できるよう訓練内容の充実を図る。

（中期計画 2－（１）「航海訓練の実施」）

（ｃ） その他の航海訓練の実施

航海訓練の実施にあつては、海運業界をはじめとする関係団体等の要望に柔軟に対応して訓練を実施し、それぞれに設定した訓練の目的を達成できるよう訓練内容の充実を図る。

（年度計画における目標 2－（１）「航海訓練の実施」）

（ｃ） その他の航海訓練の実施

- ① 六級海技士養成について、内航海運業界が要望する養成規模に応えつつ、短期間における即戦力を養成するための訓練を実施する。
- ② 外国人船員養成について、外航海運業界・団体等からの要望を踏まえ、国際的な船員としての資質の涵養、基本的な船舶運航技術を習得させるための訓練を実施する。

① 年度計画における目標設定の考え方

2か月の六級海技士養成訓練では、早期に航海当直能力を身に付けさせる実践的な訓練が実施できるよう工夫した。また、外国人船員養成では、将来日本船社が運航する船舶に乗船することから、基本的な船舶運航技術と船員としての資質の涵養が図れるよう工夫した。

② 当該年度における取り組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

（ｃ） その他の航海訓練の実施

- ① 六級海技士養成では、船橋航海当直に関する能力を効果的に養成するために、四級海技士訓練の主要訓練内容を厳選し、以下の訓練を実施した。
 - （ア） 海図及び用具の確実な取扱の習得並びに物標及びレーダによる船位決定の反復訓練
 - （イ） 沿岸航海の航海当直に必要な技術を習得させるための実船と操船シミュレータを活用した複合訓練（国内主要航路の理解及び確認テストによる避航操船要領の習得）
 - （ウ） 実習生主体当直
- ② 外国人船員養成では、フィリピン・MAAP（マリタイムアカデミー・アジア&パシフィック）校の学生 39 名に対し国際的な船員としての資質の涵養と基本的な船舶運航技術を習得させる訓練を以下のとおり実施した。
 - （ア） 日本人実習生との混成配乗により、異なる習慣や文化に慣れさせ、船員としての資質の涵養を図った。
 - （イ） 自国での座学を踏まえ、航海当直、出入港作業等の基本訓練を繰り返し指導し、実機・実船を操作する習熟度を高めさせた。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標 3－（1）「航海訓練の実施」）

- （d） 内航用練習船に係る訓練をはじめとする今後の航海訓練のあり方全般の見直しに対応して、実習生が効果的・効率的に訓練できるよう配乗する。

（中期計画 2－（1）「実習生の適正な配乗計画」）

- （d） 船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、社船実習制度における第三者委託及び外国人学生に対する訓練要請等を踏まえるとともに、その養成目的及び関係法令の要件等に基づき、効果的・効率的な配乗を計画する。また、船員教育機関等の養成定員、受託員数等の変更に応じて、実習生の受入計画及び配乗計画の見直しを検討する。

（年度計画における目標 2－（1）「実習生の適正な配乗計画」）

- （d） 船員教育機関等からの受託員数を踏まえ、当該年度の計画に基づき実習生を配乗する。また、実習生の配乗計画について見直し・改善を図り、効果的・効率的な次年度の計画を策定する。

① 年度計画における目標設定の考え方

船員教育機関の養成定員の変更及び科別、学年別受入実績を踏まえ、平成 23 年度実習生受入計画を立案し、各船員教育機関の養成目的及び関係法令の要件等を満たした平成 23 年度実習生配乗計画を作成することとした。

知識試験及び技能試験により、実習生の到達レベルを確認するとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指すことを目標に設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ① 船員教育機関等からの委託員数の決定後に各船の配乗人数を調整し、配乗の過密度を緩和する等により、一層効果的な航海訓練が実施できるよう、実習生の配乗替えによる平成 23 年度配乗計画を見直した。

実習生充足率 78.6%（年間平均実績）

実習生乗船率 85.1%（年間平均実績）

- ② 船員教育機関からの科別、学年別の委託員数及び前年度配乗に係る見直し・改善点を踏まえ、以下の事項を考慮し、関係法令の要件等に基づき平成 24 年度の効果的・効率的な受入計画を策定した。

- （ア） 多くの実習生を受け入れるため、カリキュラムが一部異なっている、同じ海技資格の取得を目指す実習生を一つの練習船に配乗
- （イ） 資格要件を満たす遠洋航海の規模と実施回数
- （ウ） 社船実習に進む員数確定後の実習生配乗の再編成

(エ) 船員教育機関の学生等の在籍者数及び乗船予定実習生の最新人数

計画実習生充足率 87.7% (年間平均)

計画実習生乗船率 94.9% (年間平均)

資料 5 : 実習生配乗表 (平成 23 年度及び平成 24 年度 (予定))

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 平成23年度は、練習船5隻で1,914名の学生等を受け入れ、練習船定員に対する充足率は78.6%であった。

充足率とは、「各練習船の実習生受入定員（人月）の合計に対する受入実習生数（人月）の割合」のことであり、次式で計算する。

$$\begin{aligned}\text{充足率} &= \Sigma [\text{受入実習生数} \times \text{実習期間 (月)}] \div (\text{各練習船実習生受入定員} \times 12 \text{ 月}) \times 100 \\ &= \Sigma [\text{受入実習生数} \times \text{実習期間 (月)}] \div (728 \text{ 名} \times 12 \text{ 月}) \times 100\end{aligned}$$

乗船率とは、施設（練習船）の有効活用を示す数値として、四半期毎の最大受入人数に対する稼働率の割合のことであり、次式で計算する。

$$\text{乗船率} = (\text{四半期毎の最大受入実習生の平均} \div \text{練習船実習生定員}) \times 100$$

- 第2期中期目標期間における各年度の充足率の推移は、下記のとおりである。

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
73.1%	72.6%	78.9%	81.0%	78.6%

- 各船員教育機関の航海訓練の実施実績

資料 10 : 平成 23 年度実習生受入修了実績

1. 大学及び高等専門学校に対する航海訓練

三級海技士（航海）または三級海技士（機関）に求められる知識・技能の習得及び外航船舶職員として求められる資質の涵養を目標として航海訓練を実施した。

12 月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び乗船実習証明書を発行した。

実習受入人数 : 大 学 延べ 1,520 人月 実習修了率(注) : 99.8%
高等専門学校 延べ 1,908 人月 実習修了率(注) : 98.4%

(注) 修了率=修了者数÷受入者数×100(%)

2. 海技教育機構 海技大学校の学生に対する航海訓練

(ア) 海上技術コース（航海及び機関）の学生に対する航海訓練

海上技術学校本科卒業者に対する三級海技士（航海）または三級海技士（機関）に求められる知識・技能の習得及び主に近代化、大型化する内航海運船舶職員として求められる資質の涵養を目標として航海訓練を実施した。

当該コースにおける 9 月、及び海上技術学校本科在籍中における 3 月の計 12 月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び乗船実習証明書を発行した。

実習受入人数 : 延べ 135 人月 実習修了率 : 93.3 %

(イ) 海上技術コース（航海専攻及び機関専攻）の学生に対する航海訓練

海運会社に雇用（内定を含む）されている船員教育機関以外の大学、高等専門学校等を卒業した者に対する三級海技士（航海）または三級海技士（機関）に求められる知識・技能の習得及び外航船舶職員として求められる資質の涵養を目標として航海訓練を実施した。

6 月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な 12 月の乗船履歴のうちの一部を付与した。

実習受入人数 : 延べ 48 人月 実習修了率 : 100 %

(ロ) 海上技術コース（航海専修及び機関専修）の学生に対する航海訓練

海上技術短期大学校卒業者に対する三級海技士（航海）または三級海技士（機関）に求められる知識・技能の習得及び将来の船舶運航管理者として求められる基礎知識・技能の習得を目的として航海訓練を実施した。

6 月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な乗船履歴を付与した。

実習受入人数 : 延べ 60 人月 実習修了率 : 100 %

(ハ) 海技士コース（六級航海専修）の課程の学生に対する航海訓練

内航海運事業者に雇用（内定を含む）されている一般高等学校等を卒業した者を対象とし、六級海技士（航海）に求められる船橋航海当直を担当する職員としての知識・技能の習得を目標として航海訓練を実施した。

2 月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な 8 月の乗船履歴のうちの一部を付与した。

実習受入人数 : 延べ 24 人月 実習修了率 : 100 %

3. 海技教育機構海上技術短期大学校の専修科学生及び海上技術学校の本科生徒に対する航海訓練

(ア) 専修科学生及び本科生徒並びに乗船実習科生徒に対する航海訓練

四級海技士（航海）及び四級海技士（機関）の両方の海技資格取得に求められる知識・技能の習得及び内航若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化等を目標として航海訓練を実施した。

9 月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び乗船実習証明書を発行した。

実習受入人数	： 専修科	延べ 2,226 人月	実習修了率 : 98.4 %
	本科	延べ 378 人月	実習修了率 : 99.2 %
	乗船実習科	延べ 486 人月	実習修了率 : 98.8 %

4. 日本船社の外航船舶の運航に従事することとなる外国人留学生に対する航海訓練

平成 19 年度より新たに MAAP と航海訓練所の間で、航海訓練に係る協力関係に関する協定を締結し、同校からの留学生を独立行政法人航海訓練所法第 11 条 1 項に定める国土交通大臣が指定する者として受入れた。

外航船舶の初級航海士または機関士として必要な基礎的知識・技能を習得することを目標として航海訓練を実施した。2 月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴の一部を付与した。

実習受入人数 : 延べ 78 人月 実習修了率 : 100 %

○ 各船員教育機関等の船員養成スキーム等

1. 大学：

平成 15 年 10 月各商船大学が他大学と統合の上、平成 16 年 4 月から国立大学法人に移行した。

平成 16 年度からは、大学の学制改革により、東京海洋大学海洋工学部及び神戸大学海事科学部からの大学 1・2 年次の受入れ実習生数が大幅に増加した。

2. 高等専門学校：

平成 16 年 4 月から独立行政法人高等専門学校機構に統合、各学校とも船員養成数に変更はない。

3. 海技大学校：

平成 17 年度に一般大学、高専卒業者等を対象とした三級海技士養成課程の海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専攻及び機関専攻）、また平成 19 年度には、専修科の卒業者を対象とした三級海技士養成課程の海上技術コース（航海専修及び機関専修）及び一般高等学校卒業者等を対象とした海技士コース（六級航海専修）が新設された。

4. 海上技術短期大学校、海上技術学校：

専修科重点化策により、平成 19 年度から宮古海上技術学校は本科の募集を停止し、平成 20 年度から宮古海上技術短期大学校への移行に伴い専修科（定員 40 名）の募集を開始した。このことにより、当所への受け入れ人数が一時的に増加した。

インターンシップ課程（専修科）及び（本科）については、規程等の諸整備を行い、平成 16 年 4 月に初めてのインターンシップ課程（専修科）実習生を受け入れた。

5. 航海訓練所と MAAP との協定に基づき受入れる留学生：

検討会報告を反映し、平成 19 年度より受け入れを開始した。

（中期目標 3－（１）「航海訓練の実施」）

- （e） 船員教育機関及び海運業界との連携により、知識・技能の習得のみならず、海運業者が求める船員像に不可欠な資質の涵養を図るとともに、再指導等の徹底により、実習生全員の訓練過程の修了を目指す。

（中期計画 2－（１）「航海訓練の実施」）

- （e） 訓練の達成目標

船員教育機関及び海運業界との連携により、海運業界が求める船員像に係る資質の涵養及びニーズを反映した実習生の知識及び技能レベルの達成を図るとともに、全員の訓練過程の修了を目指す。

（年度計画における目標 2－（１）「航海訓練の実施」）

- （e） 訓練の達成目標

訓練の達成目標は以下のとおりとし、全員の訓練過程の修了を目指す。

- ① 海運業界が求める船員像に係る資質の涵養
- ② 国際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得

① 年度計画における目標設定の考え方

内航・外航海運業界との意見交換を積極的に行い、そこから抽出した新人船員に求めるニーズを踏まえ、実習訓練の立案を行った。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ① 内航・外航海運業界が新人船員に求める積極性、忍耐力、コミュニケーション能力、安全意識等のニーズを踏まえ、日頃の実習訓練及び船内生活等の場を通じた粘り強い指導を行った結果、以下のとおりそれぞれを兼ね備える資質の涵養を達成できたと確信している。

安全意識に関する実習生の自己評価では、96%が意識を向上させたとの結果を得た。

- (ア) 安全意識を高めるため、KY 活動、リスクアセスメント、安全管理マニュアル（SMS）の活用等に取り組んだ。

- (イ) 規律及び行動習慣の生活指導では、段階的に目標を設定して向上を図った。帆船訓練、保守整備実習等では、実習生に作業責任者を命じることにより、リーダーシップを養った。

- (ウ) 帆船訓練において、EQ（Emotional Intelligence Quotient：心の知能指数）簡易テストを実施した結果、コミュニケーション、ポジティブ思考力、セルフコントロールなどの資質に顕著な向上が見られた。

- ② STCW 条約に対応したカリキュラムに基づく訓練項目について、GPA 制度による評価を行った結果、各項目において必要なレベルに達していることを確認し、三級海技士養成 229 名、四級海技士養成 323 名に修了証書を発給しました。平成 23 年度の練習船実習の実習生修了率は、99.2%と高率を維持した。

資料 10：平成 23 年度実習生受入修了実績

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成 23 年度末現在の練習船実習の実習生修了率は 99.2% と高く、船員教育機関の学生・生徒の海技従事者国家試験の高い合格率に貢献した。

中期目標 3－(1)「航海訓練の実施」

(f) 社会環境の変化、運航技術の革新に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、運航設備・訓練設備等の整備を実施する。

(中期計画 2－(1)「航海訓練の実施」)

(f) 運航設備・訓練設備等の整備

① 練習船の安全運航の確保、環境保護の強化等に対応するため、練習船の保守整備、機器更新、老朽化対策等及び SOLAS 条約において義務付けられる機器整備を実施する。

ア 日本丸大規模修繕

イ 環境保護対策設備改修

ウ レーダ更新

エ 無線・情報通信設備更新

オ 船橋当直者警報装置の整備

② 改正 STCW 条約マニラ改正によって強制化される訓練、すなわち、電子海図取扱訓練、船橋及び機関室内の資源管理に係る訓練を、効率的・効果的に実施するため、電子海図訓練装置、操船シミュレータ、エンジンシミュレータ等の訓練機材の導入を図る。

③ 社会環境の変化及び運航技術の革新に合わせた航海訓練が可能となるよう、運航設備・訓練設備等の更新準備を計画的に実施する。

④ 操船シミュレータ訓練及びエンジンルームシミュレータ訓練の実施にあたっては、同訓練に携わるインストラクタの養成及び訓練プログラムの充実を図り、航海訓練の質の向上を図る。

(年度計画における目標 2－(1)「航海訓練の実施」)

(f) 運航設備・訓練設備等の整備

① 練習船の安全運航の確保及び環境保護への対応を維持するため、法定検査工事、保守整備を実施する。

② ECDIS 訓練装置を導入するほか、操船シミュレータ、エンジンルームシミュレータ等の訓練機材の仕様を検討する。

③ シミュレータ訓練について、訓練プログラムの充実と職員間における共有化、インストラクタの継続的な養成を図る。

④ 内航用練習船に搭載する運航設備、訓練設備・機材等について仕様を検討する。

⑤ 船舶運航の安全、環境保護、船員の資格等に関する国際条約の内容を取り入れた教科参考資料等を作成する。

① 年度計画における目標設定の考え方

社会環境の変化、運航技術の革新及び国際条約の改正に伴う練習船の安全運航の確保、環境保護の強化等に対応するため、練習船の保守整備を進めるとともに、ECDIS 訓練装置、操船シミュレータ及びエンジンルームシミュレータの効果的・効率的な運用を確立し、インストラクタの養成及び訓練プログラムの充実を推進することとした。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

① 練習船の安全運航の確保及び環境保護への対応を維持するため、練習船 5 隻の法定検査工事を実施した。

なお、殆どの検査工事を本船乗組員で実施するなど、経費の削減に努めた。

② パソコンベースの ECDIS 訓練装置及びシミュレータを以下のとおり整備した。

(ア) 電子海図 (ENC) 取扱訓練装置、レーダ及び ECDIS 画面用モニタ、新海図を更新した。

(イ) 青雲丸に搭載する操船シミュレータの仕様書を作成し、設置工事に関する検討を開始した。

③ シミュレータ訓練を以下の取組により推進した。

(ア) 内航船員養成用のシミュレータの訓練プログラムを作成した。

(イ) 海技大学校との人事交流や外部訓練機関を利用し、シミュレータ訓練のインストラクタを継続的に養成した。

また、シミュレータ訓練を受講した所内の有識者を講師とした内部研修を開催し、同訓練の実施手法等の共有化を図った。

(ウ) 海技大学校で行っている ERM 研修を受講し、同訓練に関する基礎研究を新規に取り組んだ。

④ 「大成丸代船建造調査委員会の最終とりまとめ」に基づき、内航船員養成のための教育訓練に係る基本事項を整理し、運航設備、訓練機材の仕様を含めた「内航用練習船建造発注仕様書」を作成した。

資料 11 : 内航用練習船の仕様概要及び建造スケジュール

⑤ 国際条約の内容を取り入れた「三級海技士 (航海科編・機関科編)」等、6 種類の教科書の編集・改訂作業を継続した。

その他、「帆船操典」、「乗船実習ワークブック」、「練習船標準問題集 (航海科)」等の教科参考資料の整備を行った。

③ その他適切な評価をする上で参考となり得る情報

（中期目標 3－（１）「航海訓練の実施」）

（g）海運業界や船員教育機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、航海訓練の質を向上させる。

（中期計画 2－（１）「航海訓練の実施」）

（g）海運業界及び船員教育機関等との連携強化

海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間 20 回程度開催すること等により、これらの業界、機関等からの初級船舶職員に要求される知識・技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携強化により、航海訓練の質を向上させる。

（年度計画における目標値 2－（１）「航海訓練の実施」）

（g）海運業界及び船員教育機関等との連携強化

海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間 20 回程度開催する。また、海運業界等の関係者が航海訓練の現場を視察する機会を設ける。

さらに、船員教育に係る検討会・会議等に参画し、これらにおいて示された海運事業者等のニーズ、求められる船員像、船員教育機関及び開運事業者との役割分担等に関する意見等を航海訓練に反映する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画目標のとおり、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を 20 回程度開催することを目標に設定するとともに、海運業界に対する練習船視察会を実施することとした。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

① 船員教育機関（11 件）、海運業界（8 件）、行政の関係者（12 件）との意見交換会等を計 31 回実施し、情報交換やニーズの把握（海運業界の現状、求められる船員像等）を行い、実習に反映した。（年度計画の目標値の 1.6 倍）

② 海運業界等の関係者による航海訓練の現場を視察する機会を 10 回設け、情報交換や船員養成・船員教育等に関する意見交換を実施しました。

資料 12：平成 23 年度関連機関との意見交換会等の実績

資料 13：平成 23 年度練習船視察等実績

③ 「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」において、練習船実習の現状と課題に関するプレゼンテーションを行うとともに、社船実習及び練習船実習の実施に係る意見交換を行った。

④ 全内航輸送海運組合理事会にて、当所の四級海技士養成両用教育に関するプレゼンテーションを行うとともに、基礎訓練の確実な実施と航海または機関の専門性を高める必要性について意見を交換した。

- ⑤ 外航船社の実務担当者と社船実習に関する意見交換を行い、学生等に必要な知識や訓練を検討することにより、連携して実施すべき航海訓練の内容を確認した。【再掲】
- ⑥ QSS（資質基準）マネジメントレビュー（航海訓練の運営の点検・見直し）を活用し、平成23年度には「実習生主体当直」、「四級海技士養成における深度化実習」等の5項目のアウトプットを定める取り組みを行うことにより、海運事業者等の求めるニーズや船員像に関する意見を航海訓練に反映した。
- ⑦ 大学、高専及び海技教育機構と協議会等を開催し、新たな教育訓練やその充実に関する意見を交換した。
- ⑧ 内航・外航船社及び船主協会と受益者負担のあり方について意見を交換した。

資料 14：業界ニーズを反映した訓練の事例

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 内航海運業者との意見交換等では以下の要望があった。（抜粋）
 - ・ 内航船も外国船から VHF で英語で呼び出されることがある。英語訓練をしてほしい。
 - ・ コミュニケーションを重視した訓練をお願いしたい。
 - ・ 現内航船員(一部)よりモチベーションは高く、元気がよくて、船員不足・老年化の中、希望が持てた。
- 外航海運業者との意見交換等では以下の要望があった。（抜粋）
 - ・ 練習船で可能であるクロスベアリング、天測を繰り返し実施させ、体得させて いただきたい。
 - ・ 機関科については、基礎知識の習得と並行し多くの実習生が現場に携われる環境を配慮いただきたい。

（中期目標 3－（1）「航海訓練の実施」）

（h）訓練期間に行う実習生による訓練評価及び乗船訓練を経て海運業界に就職した海技者による評価により、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。

（中期計画 2－（1）「航海訓練の実施」）

（h）実習生による訓練評価等

- ① 実習生による訓練評価に加え、航海訓練過程を修了した海運業界の海技者による訓練評価を新たに行うことにより、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。
- ② これまでの訓練評価を分析・検証したうえ、訓練資質基準システムに基づき実施してきたマネジメントレビューの改善を図るため、評価の対象内容及び実施回数等を見直し、一層効果的な訓練評価の実施を図る。

（年度計画における目標値 2－（１）「航海訓練の実施」）

（h）実習生による訓練評価

- ① 実習生及び当所の練習船実習を修了した海技者による訓練評価を行い、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。
- ② これまで実施した訓練評価の検証結果を踏まえ、従来の訓練評価に加え個別訓練を対象とした評価を実施し、QSS（STCW 条約に基づく資質基準制度）のマネジメントレビューに活用する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の目標にあるとおり、これまでの訓練評価の検証結果及び業界のニーズを踏まえ、従来の訓練評価に加えて新たに個別訓練を対象とした評価を実施し、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善できるよう設定した。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- ① 実習生及び練習船実習を修了した海技者による訓練評価を以下のとおり実施した。
 - （ア）実習生主体の操練実習、海事英語訓練等の個別事項を対象とする訓練評価にも取り組み、実施内容の改善を図った。
 - （イ）当所の練習船実習を修了した外航船社の海技者 109 名による訓練評価を実施した。
 - （ウ）操練に関して、訓練内容が不足しているという指摘を受け、一部の練習船で取り組んでいる実習生主体の操練実習を全船的に取り組んだ。

資料 15：実習生による訓練評価の見直し

- ② 前述の訓練評価から問題点を抽出し、速やかに以下を改善した。
 - （ア）実習生による訓練評価では、従来の訓練評価に加えて、新たに個別訓練を対象とした評価を、乗船初期に 6 回、乗船終期に 4 回実施した。
 - （イ）船橋当直や機関室当直に関する個別訓練を対象とした自己評価では、実習生の 90%あまりが能力の定着を認識する結果となり、引き続き訓練の充実を図った。
 - （ウ）訓練評価から得られた自由意見、教官の指導状況、実習内容を、平成 23 年度の QSS マネジメントレビューに活用した。

資料 16：平成 23 年度実習生による訓練評価

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

新たな訓練評価の導入により、当所で行う実習訓練に業界からのニーズを可能な限り速やかに反映させることができた。また、実習生の実習に対する意識向上が図られた。

（中期目標 3－（1）「航海訓練の実施」）

職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置に資するため、職員の階層に応じた研修計画を策定し、実施する。

（中期計画 2－（1）「航海訓練の実施」）

（i）職員研修

- ① 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置及び業務の効率化に資するため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を適切・確実に実行する。
- ② 外部への委託研修の他、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中延べ 550 名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。
- ③ また、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、計画的に世界海事大学等の教育機関に留学させることを検討する。

（年度計画における目標値 2－（1）「訓練航海の実施」）

（i）職員研修

職務別・階層別に応じた職員研修計画を作成し、内航船における乗船研修等の外部研修及び外部研修を終了した航海訓練所職員が他の職員に対して実施する研修を含め、延べ 110 名以上の職員に対し実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画目標のとおり、職員の職務別及び階層別に体系づけた職員研修プログラムに沿って、延べ 110 名以上に対する職員研修を計画的に実施することを目標に設定した。

② 実績値（当該項目に関する取組みも含む。）

- ① 職員の資質・能力向上のため、職員研修プログラムを基に業務内容に関する研修や教育指導及び安全衛生に関する研修について職務別・職域別に年度計画を策定し、延べ 191 名（行政職の職員 10 名、海技職及び教育職の職員 181 名）に対して職員研修を実施した。
- ② 国際条約改正により新たに必要となる ECDIS 訓練に関する研修や内航商船の現場を把握するため内航商船研修等に重点的に取り組み、研修修了者からの報告等により効果を検証した。
具体的には、職員研修から得た知見は、内航商船研修における荷役操作をクレーン操作実習に、消防研修における消火ホースハンドリングを操練や消防実習に、また、リスクアセスメントについては安全管理に活用する等、業務への活用を図った。
- ③ 「教官力の向上」を目指し、ベテラン教官が若手教官の講義や実習の手法を指導する等の取組により、個人の能力と訓練の質の向上を図った。

資料 17-1：平成 23 年度職員研修の実績とその活用

資料 17-2：平成 23 年度職員研修実績

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

第 2 期中期計画時の実績（目標人数 500 人以上）

	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	累計
研修実施人数	214	134	161	338	268	1,115

（中期目標 3－（1）「航海訓練の実施」）

（j）安全管理及び船舶保安のシステムを定期的に見直し、リスク管理の適切な実施などにより、安全管理体制のより一層の充実・強化を図る。

（中期計画 2－（1）「訓練航海の実施」）

（j）安全管理の推進

- ① 安全管理システム（SMS）及び船舶保安のシステムに基づく監査・審査の結果の反映を含め、定期的にそれらのシステムの点検・見直しを行うことにより、システムの維持・改善を図り、もって船舶安全運航の確保、海洋環境の保護及び船舶保安の維持を図る。
- ② 国際安全管理規則（ISM コード）の改正に伴い、SMS に新たに導入したリスクアセスメント及び SMS に基づく報告文書（ヒヤリハット報告等）の情報の分析結果の活用等を適切に実施し、自己点検・リスク管理の更なる向上を図ることにより、適正な安全管理を推進する。
- ③ 台風接近時等自然災害の発生する恐れのある状況における陸上からの支援について、情報通信技術を有効活用した練習船隊支援体制の強化・定着を図る。
- ④ 緊急事態を想定した組織としての演習について、国内外の発生場所や事態の多様性を考慮するほか、他の組織との合同演習を視野に、その内容を充実・強化し、緊急事態の対応能力の向上を図る。
- ⑤ 毎年新たに目標を定めて策定する健康保持増進計画に基づく活動を推進し、練習船乗組員の自主的な健康管理を支援する体制を充実する。また、乗組員・実習生の「心の病」を予防するため、メンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。

（年度計画における目標 2－（1）「訓練航海の実施」）

（j）安全管理の推進

- ① SMS 及び ISPS による船舶運航の安全、海洋環境の保護及び船舶保安に係る管理体制の点検・見直しを行い、当該体制の維持・向上を図る。
- ② 「組織の安全管理の取組みに関する自己評価」（平成 22 年 3 月実施）から抽出された課題について、安全推進会議等を通じて職員に情報の共有化を行い、その対応を検討する。
- ③ 安全対策を強化するため、各種船上作業やヒヤリハット事例等について、リスクアセスメントを行い、作業手順等を改善する。
- ④ 練習船支援体制を強化・充実するため、SMS に津波発生時の対応手順を追加する。
- ⑤ 緊急事態を想定した練習船と陸上組織による合同演習を、外部機関との連携を視野に入れて企画・実施する。

- ⑥ 職員の安全意識の向上を図るため、海運会社と連携した安全運航促進のための協定を継続し、意見交換等から得た情報を練習船の安全管理に活用する。
- ⑦ 実習生及び職員に対する健康指導の充実を図るための健康保持増進計画を策定し実行する。

また、心理相談等の体制整備及びカウンセラー育成研修の受講等を継続する。

① 年度計画における目標設定の考え方

- ・安全管理システム及び船舶保安の体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、海上における人命と船舶の安全、環境保護及び船舶保安の維持を継続して図ることとした。
- ・安全推進会議の実施、外部の知見活用等による、組織の安全風土の醸成に向けた活動を一層推進する取組を強化することとした。
- ・練習船の緊急事態に備えた対応能力の維持・強化のため、練習船支援体制の確立、緊急対応の演習を実施することとした。
- ・毎年度策定する健康保持増進計画に基づく活動を推進する。引き続き職員の生活習慣病及び依存症の予防に関する活動を行うこととした。また、職員に対する心理相談等の体制整備とハラスメント等の教育を充実させることとした。

② 当該年度における取組み及び中期目標に向けた次年度以降の見通し

(j) 安全管理の推進

- ① 国際安全管理規則（ISM コード）に基づく安全管理システム（SMS）及び船舶と港湾施設の国際保安コード（ISPS コード）に基づく船舶保安体制（SSP）について、以下の取組によりシステムの維持・改善を図った。

(ア) SMS 及び ISPS に係る監査計画に基づく、練習船及び陸上担当部署の監査

(イ) 安全管理マニュアル及び船舶保安規定の見直し

資料 18：安全管理と船舶保安の体制及び内部監査

- ② 安全推進会議にて本所と練習船、管理者と実務者の安全意識に差がある等の調査結果（「組織の安全管理の取組に関する自己評価(平成 22 年実施)」による）の共有化を図った。

改善措置として、同会議において安全対策の標準化を目指した次の取組を諸会議報告等で組織内に周知した。

(ア) 練習船での事故事例やヒヤリハット事例を、インシデント速報として速やかに発信するとともに、安全教育資料を作成し事故の再発防止に努めた。

(イ) 練習船において統一した廃棄物識別塗装を導入するとともに、機関区域からの退避ルート表示や危険範囲の識別表示などの基準を設けた。

資料 19：不具合・軽微事故・ヒヤリハット情報の検証とその活用

- ③ 安全対策を強化するため、各種船上作業やヒヤリハット事例について、リスクアセスメントを行い、練習船における救命艇降下作業手順などの作業手順書等を改善した。

- ④ 津波発生時の対応手順を、安全管理マニュアルに追加し、練習船支援体制を強化した。また、台風対策支援チームを本年度は 4 回編成し、避泊地等の必要な情報を提供することにより練習船を支援した。

資料 20：津波発生時の対応について

- ⑤ 緊急事態を想定し、練習船行動海域で津波・大津波警報が発令された場合の対策強化のため、本所と練習船間の緊急対応合同訓練を、外部への通報・連絡を想定して各船連携の上 2 回実施し、訓練の評価結果に基づき、「大地震・大津波への対応」を構築した。

- ⑥ 商船三井フェリー（株）と連携した安全運航促進のための協定を継続し、安全統括管理者と安全対策・管理に関する意見交換を行い、避難経路の表示方法等に関する情報を得た。

当所職員が同社管理船舶に乗船して安全点検やアドバイスを行うほか、上記情報を参考に練習船における安全及び環境に関する基準作りに活用した。

- ⑦ 実習生及び乗組員に対する健康指導

(ア) 国が指導する船員災害防止計画の策定とともに、インフルエンザ等の感染症予防及び生活習慣病予防を中心とした健康保持増進計画を策定し、同活動を組織的に実施した。また、熱中症対策等の注意喚起を行った。

(イ) 実習生及び職員に対する心理相談等の体制を以下のとおり整備した。

- 船内の心理相談窓口として産業カウンセラー有資格者（11 名）を練習船に配置し、その知見を活用した。
- 産業カウンセラーの育成のための外部研修や「ハラスメント相談窓口担当者対応セミナー」に参加するとともに、外部の専門家による訪船カウンセリングを 6 回開催し、乗組員を対象として講義（「良好なコミュニケーションとパワーハラスメントの防止」）を実施した。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 安全推進会議を通じて、職員の安全意識や安全に関する活動をより高めることができた。同会議において、ヒヤリハット報告の集計・分析の結果による船上で発生する可能性のある事故の注意喚起やリスクアセスメントの実施事例が紹介された。
- インフルエンザ等の感染症に対するマニュアルの適正な運用等により、集団行動を余儀なくされる練習船の訓練や船内生活において、感染症が実習生の航海訓練課程の修了に影響することは無かった。

（中期目標 3－（2）「研究の実施」）

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。研究の実施に際しては、船員教育訓練及び船舶運航技術に関して提言となる研究を重点的にを行い、その成果が海上輸送の安全、環境保護等に資するよう努める。

（中期計画 2－（2）「研究の実施」）

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

（a）研究件数

研究件数については、期間中に独自研究 30 件程度、共同研究 25 件程度を実施する。

（b）研究活動の活性化

第 2 中期目標期間中に導入した研究成果の指標による年度毎の研究評価を確実に実施し、また、船員教育機関及び外部研究機関との研究交流の推進等により、研究活動を一層活性化する。

（年度計画における目標 2－（2）「研究の実施」）

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす等、独自研究と船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進し、その研究成果を航海訓練に活用する。

（a）研究件数

期間中、独自研究については 16 件程度、共同研究については 14 件程度実施する。

（b）研究活動の活性化

研究活動を一層活性化するため、研究成果の指標による研究活動の年度評価を実施する。

船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進するため、関連機関との研究活動に関する意見交換、その他学術論文のデータベースの活用を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え方

研究件数については、平成 22 年度の実績を踏まえ、新規項目及び継続項目を合わせて、独自研究は 16 件程度、共同研究は 14 件程度を目標として設定した。

また、第 2 中期目標期間中に導入した研究成果の指標による年度毎の研究評価を確実に実施し、研究活動の活性化を図るよう設定した。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

① 「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施した。

② 以下の分野の研究を効果的に行うため、第 3 期中期目標期間中の研究活動方針を定め、実船による航海訓練を活かし、船員・船舶に関する国際条約への対応、業界ニーズの反映等に関するテーマを掲げ、調査・研究に取り組んだ。また、これら研究成果を航海訓練に活用した。

（ア）安全な海上輸送を確保するための船舶運航技術

（イ）国際条約に基づく航海訓練・船員としての資質教育

（ウ）ヒューマンエレメント

（エ）環境保護

（a）研究件数

「調査研究専門部会」での審査、承認及び評価を受け、平成 23 年度は 37 件の研究課題を実施した。

① 独自研究 19 件（新規 5 件、継続 14 件）

船員教育訓練に関する分野の新規独自研究 5 件を承認した。

② 2010 年 STCW マニラ改正関連では、新規研究 3 件及び継続研究 3 件を実施した。

③ 共同研究 18 件（新規 4 件、継続 14 件）

新規共同研究 4 件（船員教育訓練、海洋環境保護、船員の健康増進）を承認した。

資料 21：平成 23 年度研究項目一覧（独自研究及び共同研究）

（b）研究活動の活性化

① 研究成果の指標による研究課題の年度評価を実施し、各研究課題の進捗状況の把握や必要な助言により、研究活動の一層の活性化を図った。

（ア）独自研究・共同研究の新規研究課題には事前評価を実施し、平成 23 年度の新規研究 9 件を承認した。

（イ）所内外に発表する論文は、編集委員会から指名された職員が査読を行い、論文としての評価、再調査の指示を行う等の内部審査を実施した。

② 関連機関との研究活動に関する意見交換

（ア）共同研究では、外部研究機関や民間企業とデータ採取の方法、研究方針等の打ち合わせを行った。

（イ）各種シンポジウム、学会発表会等（24 件、延べ 45 名）の参加や学術検索情報ナビゲータの活用により、研究に関する知見を深めた。

③ 第 3 期中期目標期間の研究活動方針を定めて実船による航海訓練を活かし、船員・船舶に関する国際条約への対応、業界ニーズの反映等に関するテーマを掲げ、調査・研究に取り組んだ。

資料 22：第 3 期中期目標期間の研究活動方針

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

独自研究とは、航海訓練所教官が航海業務と並行して実施するものであり、その成果は主に航海訓練所研究発表会における発表や調査研究時報に掲載し、関係機関等にも公表している。

共同研究とは、外部機関と共同研究協定書を締結し、当所教官が外部研究機関の担当者と共同で実施するものであり、実船データを高度に解析する点に特徴があり、その成果は海運業界及び造船業界等に公開している。

上記に関する各研究の研究期間は概ね 3～5 年を標準とし、当該年度の研究計画に基づいて実施される。また、当該年度終了時に各研究の実施状況を踏まえて研究報告を作成している。これらの情報は関係機関に冊子にて送付するほか、ホームページ上でも公開している。

（中期目標 3－（3）「成果の普及・活用促進」）

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 3 号に基づき、船員教育の知見及び航海訓練に関する研究成果の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。

船員教育及び船舶運航関係の知識・技術、航海訓練に関する研究成果及び情報等を外部へ積極的に公表して教育・研究成果の普及を目指すとともに、職員の専門知識の活用を図るために、国内外を問わず、研修員の受入れ及び各種機関・委員会へ専門家としての職員派遣等を推進する。

海事思想の普及については、日本人海技者を確保・育成するために、外部機関とも連携して、練習船の活用を中心としたさらなる普及活動を推進する。

（中期計画 2－（3）「成果の普及・活用促進」）

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 3 号に基づき、船員教育訓練の知見及び研究成果の普及・活用、並びに海事思想の普及を図り、組織の社会的責任を全うする。

（a）技術移転等の推進

- ① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の教育・研究機関等から、期間中に 15 機関程度、合計 300 名程度の研修員を受け入れ、船舶運航技術、船員教育訓練及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を積極的に実施する。
- ② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に 5 名程度の船員教育専門家を派遣する。
- ③ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ 95 名程度の職員を派遣する。

特に、IMO の船員教育に係る委員会等に、継続して、期間中に 6 名程度の船員教育専門家を派遣し、知見の活用と他国との連携を図る。また、これまで築いた海外とのネットワークを活用した交流を図り、国際的連携を深める。

（年度計画における目標 2－（3）「社会に対する成果等の普及・活用促進」）

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 3 号に基づき、次の附帯業務の実施を図る

（a）技術移転等の推進に関する業務

- ① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10 機関程度から 60 名程度の研修生を受け入れる。
また、運航実務研修の業務実績について、ホームページ等を活用した情報発信を行う。
- ② アジア人船員国際共同養成プロジェクトや承認船員制度に基づくフィリピン・マニラ等における無線講習等、国の施策、外国の政府機関、海事機関等の要請に応じ、職員を派遣する。
- ③ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員等として延べ 19 名程度の職員を派遣する。

国際的連携を深めるため、船員に関する国際会議等への職員の派遣、組織または職員が構築した海外とのネットワークを活用した交流等を継続的に実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

各年度平均的に実施するものとして、中期計画の 5 分の 1 程度に設定した。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

（a）技術移転等の推進に関する業務

① 運航実務研修等

- （ア）海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、23 機関から 138 名の研修員を受け入れた。
- （イ）ホームページに運航実務研修の実施内容、実績、問い合わせ先等を掲載した。
- （ウ）新たな委託研修の取組として、当所職員を講師として派遣する技術講座を開催した。（民間企業 2 件）
- （エ）国土交通省海事局の要望により、ECDIS の運用や訓練に関する情報提供を行い、2010 年 STCW 条約マニラ改正の国内法改正に協力した。

資料 23：平成 23 年度運航実務研修受入実績

② 国の施策、外国の政府機関、海事機関等の要請に応じ、職員を下記のとおり派遣した。

- （ア）アジア人船員国際共同養成プロジェクト
フィリピンに延べ 7 名派遣した。
- （イ）外国海技資格の承認制度における無線講習
フィリピン、インド、ブルガリアに 9 名派遣した。

資料 24：海事関連機関からの要請に応じた派遣

③ 関係委員会の要請に応じた委員の派遣

- （ア）学会や行政機関等の関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として 52 委員会に 24 名を派遣した。

資料 25：平成 23 年度各種委員会等への委員派遣

（イ）海外とのネットワークを活用した交流

- （ア）国際海事機関へ「IMO モデルコース 7.04」（Officer in charge of an Engineering Watch）改定案を作成し、提出した。
- （イ）WMU 学長が当所への表敬訪問及び練習船を見学し、情報交換するとともに交流を深めた。
- （ウ）日比官労使三者会合に出席し、当所で実施している MAAP 実習について意見を交換した。

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標 3 - (3)「成果の普及・活用促進」)

同上

(中期計画 2 - (3)「成果の普及・活用促進」)

(b) 研究成果等の普及・活用

- ① 研究成果の普及・活用を推進するため、定期的に刊行物として公開するほか、航海訓練所のホームページにその概要を掲載する。
- ② 研究成果の積極的な情報開示に努め、国内外の船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。また、船舶の安全運航、CO2 削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関して、練習船で取り組むことが可能な研究については、積極的に船員教育機関等と提携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。
- ③ 30 件程度の論文発表並びに 30 件程度の学会発表を行う。

(年度計画における目標値 2 - (3)「社会に対する研究成果等の普及・活用促進」)

(b) 研究成果等の普及・活用

研究成果について、研究発表会の開催、定期刊行物（調査研究時報）の発行、ホームページへの情報掲載等により、外部に積極的な情報発信を実施する。

- ① 船舶の安全運航、CO2 削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマについて、練習船を活用した諸データ及びその解析結果等を外部機関に提供する。
- ② 6 件程度の論文発表及び 6 件程度の学会発表を行う。

① 年度計画における目標値設定の考え方

各年度平均的に発表できるものとして、年度計画のそれぞれ 5 分の 1 に設定した。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

(b) 研究成果等の普及・活用

- ① 研究成果の情報発信を、以下のとおり実施した。

- (f) 第 11 回航海訓練所研究発表会を開催し、独自研究の発表とともに、共同研究を結ぶ外部研究機関から 3 名の発表者を迎えて、1 件の新規研究を含む 3 件の研究結果を紹介する初めての試みを行った。
- (i) 研究調査時報第 87、88 号及び 2010 年 STCW 条約マニラ改正関連の特集号を発行し、関連学校及び関連機関に配布、条約改正の周知に貢献した。特に、特集号は船員教育機関や業界から追加送付の問い合わせがある等の好評を得た。
- (j) 研究計画・研究報告をホームページや研究調査時報に掲載することにより、研究情報を外部に発信した。その結果、研究論文検索機関から、当所の研究論文が 3 件活用されたとの実績報告があった。
- (e) 船舶の安全運航、環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマでは、練習船を活用した「実船の生物付着状況と付着要因」等の諸データ及びその解析結果について、外部機関への提供と外部公表を行った。

資料 26：平成 23 年度研究実績一覧

資料 27：平成 23 年度研究発表実績一覧

② 論文発表 8 件及び学会発表 11 件を実施した。

資料 28：平成 23 年度所外論文発表及び学会発表実績一覧

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となりうる情報

○ 論文発表及び学会発表件数

論文発表件数は、各種学会での査読を経て掲載されるもの（共著含む。）としている。また、学会発表件数は、各学会の発表会または講演会等において予稿集を作成の上発表されるものとしている。

それぞれの件数に関しては、年間の活動報告として、前述の基準を精査し計上した。

○ 定期刊行物

研究成果の発表誌として調査研究時報を発行し、幅広く研究成果の普及を図った。

（中期目標 3－（3）「成果の普及・活用促進」）

同上

（中期計画 2－（3）「成果の普及・活用促進」）

（c）海事思想普及等の推進

国民の海への関心を高め、国民生活を支える海上輸送、それを担う海運及び海運を支える船員の重要性や、航海訓練を含む船員教育の意義・役割に対する理解を深めるための活動について、国土交通省、船員教育機関、関連業界・団体等と連携強化を含め、より効果的な方策を企画し、推進する。

① 国や地方自治体等が主催する各種イベント等への、集客力の高い練習船の積極的参加等により、国または地域等との連携を図りつつ、社会・経済活動への寄与をも視野に入れた活動を推進する。具体的には、一般公開及びシップスクール（練習船見学会を含む）を年 45 回程度実施する。

② 学校教育及び社会教育にて行われる海洋に関する教育と連携した、練習船上における、参加・体験型の活動を企画し、推進する。

③ マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、組織の業務計画、実績、業績評価等を広く一般に発信する。併せて広報コミュニケーション活動を推進する。

（年度計画における目標値 ２－（３）「社会に対する成果等の普及・活用促進」）

（ｃ）海事思想普及等の推進

海事産業の次世代人材確保育成等のため、以下の海事広報に関する活動を実施する。

- ① 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに参加し、練習船の寄港地における一般公開を 12 回程度実施する。
- ② 海や船に親しむ体験型の活動を企画し、小中学生等を対象とするシップスクール（練習船見学会を含む）を 33 回程度実施する。
- ③ 海王丸において青少年等の体験型イベント・体験航海を実施する。
- ④ 組織的な広報コミュニケーションを推進するため、組織の業務について、マスメディア、ホームページ、広報誌、航海訓練レポート（年次実績報告）、パンフレット等を通じて情報を発信する。
- ⑤ インターネットによる広報活動について、国民等にアピールするコンテンツの開発、関連機関等との相互リンク等の Web サイトの構成を見直す。

① 年度計画における目標値設定の考え方

寄港要請数及び従来的一般公開・見学会の実績を踏まえ、目標の実施回数とした。

その他、海事広報活動及び当所の広報に関する業務の改善方策を検討し、海運業界・団体や船員教育機関との連携を含めた業務を実施することとした。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

（ｃ）海事思想普及等の推進

- ① 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに練習船を派遣し、一般公開を 18 回（見学者合計 67,057 名）及び操帆訓練を実施した。

資料 29：平成 23 年度海事関係イベントへの参加実績

- ② 海や船に親しむ次に掲げるような活動（シップスクール）を計 43 回開催し、1,471 名が参加した。

（ア）小学校等において訪問型海洋教室を実施し、船に関する様々な情報提供（船の動く仕組みや船の仕事及び海運の役割等）を行った。

（イ）地方自治体や関係団体と連携し、練習船を活用した見学会等を実施することにより、より多くの方々に海や船を身近に感じる機会を提供した。

（ウ）地方自治体のイベントに海事広報ブースを出展し、次世代を担う人材の確保育成等のための海事広報活動を行った。

（エ）国土交通省海事局と共同制作した「練習船出港見学会案内チラシ」を、全国小学校社会科研究協議会の協力を得て関東 4 都県に配付し、新たな学校教育と連携した取組を実施した。さらに、同企画において、全国中学校社会科教育研究会への情報提供を開始した。

（オ）幼稚園、小学校、図書館等に帆船絵本（書籍）を寄贈し、当所の練習船実習を紹介した。

資料 30：平成 23 年度シップスクール開催実績

③ 海王丸において青少年等の体験型イベントや体験航海を実施した。

(ア) 体験航海

○参加者実績累計

遠洋航海：1回 6名 国内航海：5回 59名

(イ) 海洋教室

帆船海王丸の見学やヤシの実による甲板洗い体験、操帆体験等を実施した。

○参加者実績累計

1日コース：2回 95名 半日コース：2回 76名

④ 組織の業務実績や計画を発信するとともに、練習船イベントの参加者、船員教育機関等との広報コミュニケーションを推進した。

(ア) 以下の広報誌等を発行した。

○リーフレット「ようこそ練習船へ」 60,000部

○広報誌「NIST」25号、26号 各2,000部

○航海訓練レポート「平成22年度報告」 1,500部

○パンフレット 4,000部

○練習船出港見学会案内チラシ 20,000部

(イ) 船員教育機関、地方自治体等と連携した練習船の海事イベントでは、プレスリリース、ホームページ、地域情報紙等の相互の広報ツールにより情報発信を行った。

(ロ) 帆船練習船の寄港地では、高等専門学校及び海上技術短期大学の学生募集を目的とするオープンキャンパスに合わせ、操帆訓練見学等のイベントを共催した。

(ハ) 市民から寄せられた写真や情報をホームページに掲載した。また、アンケート調査を実施し、活動の企画や活動内容の改善を図った。

⑤ インターネットによる広報活動の推進

(ア) ホームページのリニューアルにより、航海訓練所の業務実績や計画に関する情報発信を一層積極的に行うとともに、ブログ機能やTwitter機能を付与し、シップスクール、練習船の訓練風景、研究発表会等の新着情報52件及びTwitter277件を発信した。

(イ) 当所キャラクター「コウくん」を正式に定め、商標登録するとともに国民から当所への親しみが増すようホームページ、広報誌等において広く活用を開始した。

資料31：広報コミュニケーションの取組

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

＜一般公開・見学会・シップスクールの実施状況＞

○ 一般公開

船 名	実 施 回 数	見 学 者 数
日 本 丸	8 回	35,942 名
海 王 丸	6 回	22,483 名
大 成 丸	1 回	693 名
銀 河 丸	3 回	7,939 名
青 雲 丸	0 回	0 名
合 計	18 回	67,057 名

○ 見学会及びシップスクール

船 名	実 施 内 容	実 施 回 数	参 加 者 数
日 本 丸	シップスクール	16 回	553 名
海 王 丸	シップスクール	11 回	531 名
大 成 丸	シップスクール	0 回	0 名
銀 河 丸	シップスクール	6 回	164 名
青 雲 丸	シップスクール	3 回	94 名
本 所	シップスクール	7 回	129 名
合 計		43 回	1,471 名

注) シップスクールには、練習船見学会も含む。

(中期目標 3－(4)「内部統制の充実・強化」)

航海訓練所の目的を有効かつ効率的に果たすために、自己点検・評価体制の定期的な見直し、内部評価委員会の強化などによりモニタリング機能を強化するとともに、全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。

(中期計画 2－(4)「内部統制・コンプライアンスの充実・強化」)

- ① 自己点検・評価体制を構成する様々な仕組みごとに有する監査・調査機能の確実な発揮、仕組みの相互の連携強化、その体制自体の定期的な見直し、及びより積極的な外部知見の活用を図るとともに、中期計画等に基づく業務の実績に係るモニタリング機能を強化することにより、内部評価委員会を充実・強化する。
- ② 全ての職員が、その体制を構成する仕組みの、いずれかに直接携わっていることについて、周知・確認するとともに、意見・提案等を求めることを推進する。
- ③ 倫理・コンプライアンスに係る教育の計画的な実施等、その充実を図る。
- ④ 上記各項の確実な実施により、組織の意思決定プロセスの強化を含め、内部統制・ガバナンスの強化を図り、もって組織の目的の効果的かつ効率的な達成を図る。

（年度計画における目標値 ２－（４）「内部統制・コンプライアンスの充実・強化」）

以下の各項の確実な実施により、内部統制・ガバナンスの充実・強化を図る。

- ① 自己点検・評価体制について、監査・調査の仕組みを確実に機能させるとともに、業務実績に関するモニタリングを実施する。さらに、内部評価委員会の下部組織として新設した「業務推進・活性化委員会」を活用し、それらの仕組みを相互連携により業務の検証、改善を実施する。
- ② 全職員が、自己点検・評価体制の一員として機能し、業務の点検、評価を通じて意見・提案を行うことを引き続き推進する。
- ③ 倫理・コンプライアンスに係る教育について、新たに作成する「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、職員研修等を通じて計画的に実施する。

① 年度計画における目標設定の考え方

内部統制の維持・充実や透明性の確保等、今後の独立行政法人に関わる法整備及び統合を見据え、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を図ることとした。

② 当該年度における取組み及び今後中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ① 練習船運航の安全、航海訓練の向上・改善のために有する、船舶保安 (ISPS)、安全管理 (SMS)、航海訓練の資質基準 (QSS) 等の自己点検・評価システムなど、監査・調査の仕組みを確実に機能させるとともに、以下の取組により業務実績に関するモニタリングを実施して、業務の検証及び改善を実施した。

- (ア) 各練習船において教育査察を実施した。

教育査察における指摘事項には直ちに改善措置を行い、良い活動事例を他練習船に広げる取組を実施した。指摘事項の改善措置を一層徹底するため、フォローアップの仕組みを見直した。また、練習船職員からは業務改善提案等が行われるよう指導した。

- (イ) 内部評価委員会 3 回と、その下部委員会として平成 23 年度から正規に設置した業務推進・活性化委員会を 5 回開催した。また、業務実績に関するモニタリングを 5 回実施した。

- (ウ) 業務推進・活性化委員会では、担当部署を超えたクロスチェックにより、リスク低減処置や業務運営の効率化の議論を行い、業務運営改善の方向性を定めた。

これらの事項を内部評価委員会に提示し、外部委員からの意見を交えて、業務運営の推進・改善を図った。

- ② 全職員が自己点検・評価体制の一員として機能する活動を、練習船の現場において推進した。

- (ア) 練習船で実施する安全衛生パトロールでは、異なる部署のクロスチェックにより不安全状態・行動の改善を提案した。安全担当者やベテラン職員の点検作業に若手職員を同行させ安全教育とした。

- (イ) 船内安全衛生委員会は、練習船の安全・衛生を点検し、必要な改善措置を本所に提言することにより、SMS 安全管理マニュアル・作業手順等の見直しに寄与した。

資料 32：内部統制の充実・強化の取組

資料 33：平成 23 年度教育査察実施結果

③ 倫理・コンプライアンスに係る教育

(7) 「コンプライアンス・マニュアル」を活用した職員研修等を以下のとおり実施した。

- 新規採用及び昇任時の職員研修
- 練習船の安全衛生教育
- 外部機関に出向する職員に対する研修

(4) 「航海訓練所の公益通報に係る事務処理要領」(達)の整備を行い、コンプライアンス・マニュアルに追記するなど、改善を行った。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 3－(5)「業務運営の情報化・電子化の取組」)

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

(中期計画 2－(5)「業務運営の情報化・電子化の取組」)

練習船と陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークを一層活用した業務運営の効率化を図るため、業務運営の情報化・電子化を推進する。その推進にあたっては、情報セキュリティ対策の向上を図る。

(年度計画における目標値 2－(5)「業務運営の情報化・電子化の取組」)

組織の情報セキュリティポリシーを踏まえた業務運営の効率化を推進するため、練習船と陸上を繋ぐ情報通信ネットワークによる業務運営の情報化・電子化、それを活用した役職員の迅速な情報の共有、紙媒体の削減等を実施する。

① 年度計画における目標設定の考え方

情報セキュリティ対策向上の一環として全役職員に自己点検を行った。この結果、現在の情報セキュリティに関する対応状況が確認でき、今後の教育や対応状況の改善を図ることができた。

② 当該年度における取組み及び今後中期目標に向けた次年度以降の見通し

① 当所の情報セキュリティポリシーの確実な実施を目指した。

役職員に対し、情報漏えい対策等に関する教育・研修を行い、その実績を責任者(教育部長)に報告した。また、新規採用職員に対しても、業務用パソコン・ネットワークの利用方法、注意事項等の教育を確実に実施した。

② 本所と練習船を繋ぐネットワークを活用して、役職員が共有すべき情報や会議資料の掲載を行う等の情報化・電子化を図り、迅速な情報伝達や印刷物・配布物の削減に取り組んだ。

③ ホームページ上に証明書発行手続きや情報提供等の専用ページを公開した。

(ア) 練習船実習を終えた船員教育機関の学生・生徒からの申請による航海訓練の記録、乗船履歴等に関する証明書の発行手続き

(イ) 物品調達に関する入札公示の掲載

(ウ) 練習船が参加する海事イベントの開催・参加者応募、当所の研究発表会の開催に関する情報発信

(エ) ブログ機能を活用した練習船の訓練や船内生活の紹介

(オ) 物品調達に関する入札公示の掲載

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

4. 財務内容の改善に関する事項

（中期目標 4 財務内容の改善に関する事項）

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

自己収入については、訓練受託費等の引き上げ等により、確実に拡大するものとし、併せて、海運会社をはじめとする受益者の負担のあり方について検討する。

（中期計画 3－（1）「自己収入の確保」）

組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。

具体的には、以下の事項について実施する。

- ① 訓練受託費について、船員教育機関との協議のうへで段階的な引き上げを図る。（平成 27 年度 11,000 円）
- ② 教科書等の販売等を開始する。
- ③ 運航実務研修の研修受託費を引き上げる。
- ④ 外航海運会社に加え、内航海運会社等についても受益者負担のあり方を検討する。

（年度計画における目標値 3－（1）「自己収入の確保」）

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日、閣議決定）を踏まえ、以下により自己収入の確保を図る。

- ① 船員教育機関との協議のうへ、訓練受託費の段階的引き上げについて、計画を定めて実施する。（平成 23 年度 7,000 円／人・月）
- ② 教科参考資料等の販売を実施する。
- ③ 運航実務研修の研修受託費を引き上げる。（平成 23 年度 4,000 円／人・日）
- ④ 船員教育の見直しに係る検討に参画し、その結果を踏まえた受益者負担のあり方について対応を検討する。

① 年度計画における目標設定の考え方

教科参考資料の販売等及び改訂に伴う単価引き上げを行うこと、海技士身体検査証明書の発行費用、乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費等を収受することを設定した。

船員教育機関等からの訓練委託に係る受託料の引き上げに係る協議を継続して行い、引き上げ後の受託料を収受することを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び今後中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

① 平成 23 年度の訓練受託費を 7,000 円／月に引き上げた。なお、船員教育機関に対し、平成 27 年度までに段階的に訓練受託費を 1,000 円／月引き上げ、平成 27 年度には 11,000 円とする目標を提示した。

② 教科参考資料等の販売等を以下のとおり実施した。

- (ア) 航海訓練を受ける実習生への頒布による教科参考資料の販売
- (イ) 教科参考資料の改訂に伴う単価引き上げ
- (ウ) 外部に対する教科参考資料の販売

③ 運航実務研修における研修受託費を引き上げた。

- (ア) 研修受託費の単価を引き上げた。(平成 23 年度から 4,000 円／日)
- (イ) 操船シミュレータを用いた研修は、別途施設使用料を設定する検討を開始した。

④ 受益者負担のあり方に関する対応検討のため、船員教育の見直しに係る検討に参画した。

- (ア) 「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会（平成 23 年度）」に参加し、航海訓練のあり方とともに受益者負担の議論に参画するとともに、その結果を踏まえ今後の受益者負担のあり方について検討を開始した。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 4 財務内容の改善に関する事項)

同上

(中期計画 3 - (2) 「予算」

3 - (3) 「平成 23 年度～平成 27 年度収支計画」

3 - (4) 「平成 23 年度～平成 27 年度資金計画」

(年度計画における目標値 3 - (2) 「予算」

3 - (3) 「期間中の収支計画」

3 - (4) 「期間中の資金計画」

(実績値)

1. 予算

区 別	中期計画 予算 金額 (百万円)	年度計画 期間中の予算計画 金額 (百万円)	実績値 金額 (百万円)
収入			
運営費交付金	27,648	5,608	5,608
施設整備費補助金	230		0
受託収入	1,350	450	450
業務収入	626	113	235
計	29,854	6,171	6,293
支出			
業務経費	7,997	1,344	1,814
施設整備費	230		0
船舶建造費	1,350	450	450
一般管理費	944	191	197
人件費	19,333	4,186	3,831
計	29,854	6,171	6,292
	[人件費見積もり] 期間中総額 15,797 百万円を支出する。 但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費見積もり] 年度中総額 3,400 百万円を支出する。 但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費の実績] 年度中総額 3,107 百万円を支出した。 但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

2. 収支計画

区 別	中期計画	年度計画	実績値
	平成 23 年度～平成 27 年度	期間中の収支計画	
	収支計画 金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
費用の部	28,487	5,763	5,532
経常費用	28,487	5,763	5,532
業務費	25,936	5,228	5,123
受託経費	—	0	0
一般管理費	2,338	493	362
減価償却費	213	42	47
雑損	—		
収益の部	28,487	5,763	5,507
運営費交付金収益	27,648	5,763	5,507
受託収入	—	5,608	4,772
業務収入	626	0	0
資産見返負債戻入	213	113	236
資産見返負債戻入	213	42	499
（臨時利益）	0	0	
純利益	0	0	△ 25
目的積立金取崩額	0	0	27
純利益	0	0	2

3. 資金計画

区 別	中期計画	年度計画	実績値
	平成 23 年度～平成 27 年度	期間中の資金計画	
	資金計画 金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金支出	29,854	6,171	6,475
業務活動による支出	28,274	5,721	6,455
投資活動による支出	1,580	450	4
財務活動による支出	—	—	16
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0
資金収入	29,854	6,171	6,408
業務活動による収入	28,274	5,721	5,958
運営費交付金による収入	27,648	5,608	5,608
業務収入	626	113	350
投資活動による収入	1,580	450	450
施設整備費補助金による収入	230		0
船舶建造費補助金による収入	1,350	450	450

① 年度計画における目標値設定の考え方

1. 予算

- ・運営費交付金は、運営費交付金の算定ルールに基づき算出した。

[人件費＝積算上の前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額]

[業務経費＝{前年度業務経費相当額（所要額計上経費を除く）±学生数等の当年度増減に伴う額}×消費者物価指数×効率化係数＋当年度の所要額計上経費]

[一般管理費＝前年度一般管理費相当額（所要額計上経費を除く）×消費者物価指数×効率化係数＋当年度所要額計上経費]

2. 収支計画

- ・業務費及び一般管理費には、人件費を含む。
- ・減価償却費は、国から無償譲与された固定資産及び運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費。
- ・資産見返運営費交付金戻入は、運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費相当額及び棚卸資産の費用化相当額。
- ・資産見返物品受贈額戻入は、国から無償譲与された固定資産の減価償却費相当額。

3. 資金計画

- ・投資活動は、固定資産の取得による支出。
- ・財務活動は、ファイナンス・リース債務の返済による支出。

② 実績値

実績値については、中期計画の区分に準じて記載している。

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 年度計画と実績値に乖離が生じている項目及びその理由

(1) 予算

<収入> 業務収入：社船実習負担金収入、預り寄付金収入など。

<支出> 業務経費：船舶運航経費の増加など。
人件費：退職者が少なかったことなど。

(2) 収支計画

<費用の部> 業務費：船舶運航経費の増加など。

<収益の部> 業務収入：社船実習負担金収入、預り寄付金収入など。

(3) 資金計画

<資金支出> 業務活動：第2期中期目標期間終了に伴う積立金の国庫納付、退職者が少なかったことなど。

財務活動：ファイナンス・リース債務の返済による支出。

＜資金収入＞ 業務収入：社船実習負担金収入、預り寄付金収入など。

○ 監事による業務監査、会計監事監査を実施し、業務の適性かつ効率的な運営及び会計経理の適正な執行に関する助言を受け、業務内容の改善に努めた。

○ 平成 23 年度の契約状況については、以下のとおりである。

◇ 一般競争入札 （89 件、総額 5,110,967 千円、1 件あたりの平均落札率 89.4%）

◇ 指名競争入札 （0 件）

◇ 随意契約 （5 件、総額 6,231 千円）（特命随契 4 件、企画競争*1 件）

① 海王丸賃貸借契約等、特命契約を 4 件実施（6,231 千円）

② 理由例：会計規則第 39 条 1 項第一号に基づいて実施

③ *競争性のある随意契約として企画競争が 1 件あり

④ 公募はなし

契約監視委員会において指示された、随意契約を行っているもので一般競争入札に移行できるものは実施した。

なお、今後も引き続き一般競争入札の原則を堅持していく。

（中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項）

同上

（中期計画 4. 「短期借入金の限度額」）

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200 百万円とする。

（年度計画における目標値 4. 「短期借入金の限度額」）

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200 百万円とする。

① 年度計画における目標値設定の考え方

資金計画による運営費交付金の 2 か月分程度を想定した。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

短期借入金の実績なし。

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項)

同上

(中期計画 5. 「重要な財産の処分等に関する計画」)

期間中に整備を計画している内航用練習船の建造状況を勘案し、次の処分を計画する。

(財産の内容)

練習船「大成丸 (5,887 トン)」

(年度計画における目標値 5. 「重要な財産の処分等に関する計画」)

なし

① 年度計画における目標設定の考え方

--

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

内航用練習船の建造状況を勘案し、大成丸の処分について検討する。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項)

同上

(中期計画 6. 「剰余金の使途」)

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。

- (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進
- (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足

(年度計画における目標値 6. 「剰余金の使途」)

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。

- (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進
- (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足

① 年度計画における目標設定の考え方

--

② 当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

なし

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

今期における剰余金は2百万円だったが、「独立行政法人会計基準」及び総務省行政管理局「独立行政法人の経営努力認定」（H19.7.4）に示されている経営努力基準に該当しないため、独立行政法人通則法第44条第1項の積立金として処理する。

5. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

（中期目標 5－（1）「施設・設備の整備」）

航海訓練所の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

特に、内航用練習船の導入に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。

（中期計画 7－（1）「施設・設備に関する計画」）

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

特に、内航用練習船の導入に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。

① 航海訓練の実施に必要な内航用練習船の建造を行う。

施設・設備の内容	予算額（百万円）	財 源
航海訓練所練習船 「大成丸」の代船	1,350	独立行政法人航海訓練所 船舶建造費補助金

② 海技士養成に必要な訓練の機材・設備の整備を図る。

施設・設備の内容	予算額（百万円）	財 源
教育施設整備費 オンボードシミュレータ施設整備	150	独立行政法人航海訓練所 船舶建造費補助金
エンジンルームシミュレータ施設整備	80	

(年度計画における目標 7 - (1)「施設・設備に関する計画」)

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

- (a) 大成丸代船建造調査委員会の結果に基づく基本構想、仕様、概念設計等を踏まえた内航用練習船の建造に向けた契約手続きに着手する。内航用練習船の建造に係る業務に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。

施設・設備の内容	予算額（百万円）	財 源
航海訓練所練習船 「大成丸」の代船	450	独立行政法人航海訓練所 船舶建造費補助金

① 年度計画における目標設定の考え方

大成丸代船建造調査委員会の結果に基づく基本構想、仕様、概念設計等を踏まえた内航用練習船の建造に向けた契約手続きを、年度内に実施することを目標とした。

② 当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関して次のような取り組みを行い、効果的な業務運営を図った。

- (a) 内航用練習船の建造に関する作業を以下のとおり実施した。

また、契約金額は 4,179 百万円（税込）となり、当初見込み（4,820 百万円）より 641 百万円抑制することができた。

- (ア) 「内航用練習船建造発注仕様書等作成支援業務」の請負業者を入札により決定した。

- (イ) 上記請負業者とともに、「内航用練習船建造発注仕様書」を作成した。

- (ウ) 企画競争を通じて、同船の船価と交付される船舶建造費補助金との差額を民間から調達するための「事業パートナー」を選定した。

- (エ) 建造請負工事について入札公示を行い、3 月に建造業者を決定した。

- (オ) 内航用練習船の導入にあっては、建造費の抑制とともに、同船の建造に係る業務運営の効率化を以下のとおり実施した。

○ 民間から調達した資金の償還計画等について、「内航用練習船建造に係る資金調達、共有建造及び船舶賃貸者に関する業務」企画提案を求め、総費用の低廉化を図った。

○ 建造仕様書の作成にあっては、「内航用練習船建造発注仕様書等作成支援業務」により、専門家の支援を受けた。

資料 11：内航用練習船の仕様概要及び建造スケジュール

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標 ５－（２）「保有資産の検証・見直し」）

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

（中期計画 ７－（２）「保有資産の検証・見直し」）

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

（年度計画における目標値 ７－（２）「保有資産の検証・見直し」）

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

① 年度計画における目標設定の考え方

資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って検証することを目標とした。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

練習船の実習生乗船率等の指標による施設活用の評価を行い、現在保有する施設等が事務・事業を実施するうえで必要なものであることを検証した。

平成 23 年 3 月 31 日現在で保有する特許権 2 件に関しては、国に所属していた際に取得したものであり、維持管理経費が不必要なため、保有を継続することとした。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標 ５－（３）「人事に関する計画」）

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

（中期計画 ７－（３）「人事に関する計画」）

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き国家公務員に準拠した給与規定の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

(年度計画における目標値 7－(3)「人事に関する計画」)

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

① 年度計画における目標値設定の考え方

前中期目標期間における 5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、継続して着実に実施することを目標として設定した。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しも引き続き進めることとした。

② 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

国家公務員の給与水準を考慮した上で、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき人事院勧告に係る俸給引き下げ（平均△0.23%）及び給与減額支給措置として俸給月額に役職員に適用される所定の割合（9.77%、7.77%及び4.77%）を乗じて得た額を減ずる措置を役職員の給与に適用することとした（平成24年4月より実施）。その内容については、ホームページに公表を行った。

また、人件費については、前年度総人件費改革対象人件費を基準として2.7%の削減に取り組む、平成23年度の削減率は4.0%となり着実に目標を達成している。

なお、平成 23 年度における当所の給与水準を示すラスパイレス指数は 98.6 となっている。

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

（中期目標 ５． その他業務運営に関する重要事項）

なし

（中期計画 ７－（４）「独立行政法人航海訓練所法第 12 条第 1 項に規定する積立金の使途」）

第 2 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 2 期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

（年度計画における目標

７－（４）「独立行政法人航海訓練所法第 12 条第 1 項に規定する積立金の使途」

第 2 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 2 期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

① 年度計画における目標設定の考え方

第 2 期中期目標期間中からの繰越積立金を、第 3 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用として充当するよう設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

第 2 期中期目標期間中からの繰越積立金のうち、第 2 期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等（保険、機器リース等）に充当した。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

第2章 自主改善努力評価のための報告

自主改善努力の実績

航海訓練サービス・質の向上を命題として、現場や職員の創意工夫による自主的で前向きな取組である自主改善努力の項目を「1. 訓練内容の改善」、「2. 業界・国民のニーズへの対応」、「3. 業務内容の改善」に分類整理した。

1. 訓練内容の改善

1-1 訓練技法の工夫

① ブリッジ・リソース・マネジメント（BRM）訓練の実施

活動状況 船舶運航の基礎訓練とともに、船橋におけるチームワークや情報を活用しヒューマンエラーによる海難事故防止を図るために、操船実習やシミュレータ訓練、実習生による単独航海当直などを実施した。

効果 知識だけでは確認できない潜在的な作業遂行能力や情報交換・解析能力、協調能力などが訓練を通じて把握することができ、実習に効果的に反映させることができる。

今後の検討課題 2010年STCW条約マニラ改正に伴い強制化された同訓練を、各練習船においてより効果的に実施するための訓練プログラムの策定を検討する。

② 実習訓練へのフォローアップ

活動状況 当所の乗船実習を修了した者を対象としたアンケート結果をとりまとめ、その解析結果をマネジメントレビューに活用し、海技者に必要とされる能力を速やかに把握して実習に反映させている。

この中で、操練の実施方法について指摘されたことを踏まえ、情報収集を行いながら各船で実施可能な模擬操練実習の実施要領及び参考資料の策定を検討する。

効果 アンケートの解析結果から、練習船で実施しているVHF操練や配管調査、船位決定実習等が実習生にとって非常に有効なものであることが確認でき、実習生に主体性を持たせるだけでなく教官のモチベーションの向上にも繋がっている。

今後の検討課題 アンケート調査を充実させ、実習生が何を求めているのかしっかりと把握し、海技者として必要とされる能力を習得させるための訓練内容を検討する。

③ 訓練機材の有効活用

活動状況 大成丸及び銀河丸に導入している操船シミュレータを有効利用し、操船に係る実船訓練と机上演習に操船シミュレータ訓練を組み合わせた複合訓練プログラムを訓練に活用した。また、三級・四級海技士訓練用に新たに策定した訓練プログラムを活用し、実習生員数や実習生のレベルに合わせて訓練を実施した。

効果 実船訓練に加えて操船シミュレータ訓練を行うことにより、訓練環境、海域等を繰り返し再現することができ、均一な訓練の提供と技能評価が容易になった。また、操舵号令とその要領、他船等とのコミュニケーション等の訓練等にも操船シミュレータを幅広く活用し、実習生の理解度の深度化が図れた。

今後の検討課題 操船シミュレータを活用した複合訓練は、他の練習船にも同プログラムが活用され標準的な訓練となることが望まれる。今後、インストラクターの養成やSTCW条

約に強制化されたブリッジ・リソース・マネジメント訓練との整合が課題である。

④ 船内生活指導の工夫

活動状況 船内での共同生活を通じて、船員として守るべき紀律、マナー、行動習慣の習得を図る指導に努め、シーマンシップの身に付いた新人船員の育成を一層図るため、PDCA スパイラルアップ手法を導入して生活指導を実施した。

2 週間毎に指導目標を設定し、一定のレベルに達しなかった目標については再度繰り返し指導を行うことで、船内生活を送る上で必要最低限の基礎的な事柄を確実に定着させることが出来た。

効 果 初期の段階では比較的労力を要するが、乗船初期の段階で確実に根気よく実施することにより、引き続き練習船実習でのモチベーションの向上及び就職後の即戦力として有効な手段であることが確認された。

今後の検討課題 各船の実習生配乗に合わせた内容として標準化を図り、より新人船員の育成に寄与出来る工夫を検討する。

2. 業界・国民のニーズへの対応

2-1 船員教育機関、海運業界との連携強化

① 内航船員養成への取組み

活動状況 内航海運業界からの要望及び内航用練習船の建造を受け、内海航海や船橋における単独航海当直の実施、バラスト操作実習やクレーン操作実習など内航に特化した実習を実施した。

効 果 内航に特化した実習を取り入れることにより、業界から求められる基礎的な知識・技能の確実な習得を図ることができた。

今後の検討課題 導入を計画している内航用練習船と他の練習船の訓練を組み合わせた内航船員養成プログラムを策定するとともに、同プログラムに内航業界のニーズに対応するため、内航用練習船に特化した訓練や内航船に準じた運航形態を取り入れるなどの検討を進める。

2-2 海事広報活動の推進

① 船を「見ること」から「知ること」を重視した活動

活動状況 練習船見学会またはシップスクールの活動では、参加者が船の運航、船員の仕事に一層親しみを覚えてもらうため、操船シミュレータによる操船体験、主機関運転体験等の練習船を活用した様々な体験型イベントを企画した。

効 果 実施内容を参加者の希望に合わせて柔軟に対応することにより、船や船員の仕事に関する理解が深まったことが、アンケート調査等で確認できた。

今後の検討課題 同活動が海事分野の人材の確保に貢献することを目的として、一層効果的な活動内容を検討する。また、引き続き小・中学校の学校教育と連携した活動にも取り組むこととする。

② 海事広報活動の強化

活動状況 効果的な海事広報活動を目指して、関係行政機関、関係団体等と連携した広報活動を行った。また、広報用パンフレット等を船の一般公開等の場にて配布し、見学者等に練習船の訓練内容、訓練風景等についてアピールした。

効 果 航海訓練所の海事広報活動の基本方針を明確にすることにより、具体的な活動内容の計画立案に取り組むことができた。

今後の検討課題 海事分野における人材の確保・育成のため、関係機関と連携した海事広報活動を推進するとともに、国民から当所の役割や業務内容の理解を得られるように努力する。

3. 業務内容の改善

3-1 効果的・効率的な業務の実施

① 燃料価格の高騰への対応

活動状況 中東情勢不安、東日本大震災等の影響により燃料価格が 40%程度上昇する中、設備の修繕・更新の予定変更、練習船の減速運転等の対応を実施した。

効 果 練習船の運航経費が増加することを抑制し、平成 23 年度予算の範囲において、航海訓練の業務を実施した。

今後の検討課題 当分の間継続することが予想される燃料価格の高騰に対応するため、訓練、練習船の減速運転を含む運航形態等の見直しを図るとともに、関係機関との協議等を踏まえ、航海訓練の実施に係る財源の確保に引き続き努力する。

3-2 安全風土の醸成に向けた取組み

① インシデント情報の活用

活動状況 各船で発生したインシデント情報を遅滞なく迅速に発信することで、事故情報の共有化を図るとともに同様事故の未然防止を図った。また、これらの情報を含めた安全教育資料を作成し、各船における安全教育及び安全管理の推進に役立てた。

効 果 情報の迅速な発信により、各船において同様事故の発生を未然に防ぐ措置を執ることができた。

今後の検討課題 安全教育資料の効果的な活用方法を含め、インシデント情報やヒヤリハット報告などの蓄積データをさらに解析し、いかに安全風土の醸成を図るか検討する。

② インフルエンザ等感染症予防の推進

活動状況 平成 22 年度の新型インフルエンザの発生を契機に、感染による実習訓練への影響を未然に防ぐため情報及び資料を各船に提供するとともに、感染の拡大を防ぐため検査キットを各船に配布した。

効 果 平成 23 年度は 10 名のインフルエンザ患者が発生したが、事前の予防措置の呼びかけ及び検査キットの使用により拡大を防ぐことができ、また、実習訓練に影響を与えることはなかった。

今後の検討課題 航海訓練所健康保持増進計画に引き続き盛り込むとともに、十分な検査キットの確保及び関係教育機関への事前情報発信を推進する。

3-3 職員研修の取組み

① 人材活用の推進

活動状況 海（一）職員の採用について、商船系大学出身者のみならず、知識・技能を有した水産系出身者を雇用し、採用ルート拡大を図っている。また、外航海運で業務経験のある定年退職職員を継続雇用し、船隊における実習の大きな担い手として活躍するとともに、後進の育成に寄与している。

効果 これまで商船系大学・高専出身者のみの採用を行っていたが、採用ルートの拡大により必要な要員を安定的に確保できる見通しを立てることができた。また、定年退職職員の継続雇用により、希薄となりつつあった海技の伝承が確実に行える環境を整えることができた。

今後の検討課題 採用ルートの拡大を一層図るため、海技教育機構のほか各地の水産高校や調理師学校、水産大学校への募集の働きかけ及びその方法、就職説明会の開催等を検討する。また、人事交流を含めた内航海運業界からの人材確保を引き続き検討する。

② 職員研修への新たな取り組み

活動状況 昇任研修において、これまで当所職員による所内研修のみであったが、外部講師による研修を取り入れて内容の充実を図るとともに、教える側の意識改革を図った。

効果 研修により身に付けた知識及び技能を、練習船運航や航海訓練の業務及び後進の指導に活用させることができた。

今後の検討課題 研修終了者からの研修報告、実績、感想等から研修効果の確認を行うとともに、研修プログラムのより一層の充実を検討する。また、職員の能力向上のために必要な研修を引き続き策定する。

3-4 内部統制の充実・強化

① コンプライアンス・マニュアルの活用

活動状況 新人職員及び出向職員に対して、航海訓練所の社会的責任及び倫理や社会貢献などに配慮した行動について、意識付けを行うためコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施した。

効果 各自が守るべき基本事項について理解させることができた。

今後の検討課題 コンプライアンス・マニュアルの効果的な活用方法について検討する。

② 業務推進・活性化委員会の強化

活動状況 内部評価委員会の下部委員会として新設した同委員会を5回開催し、より効率的・効果的な業務運営の実施について議論を行うとともに、モニタリング結果を活用し業務改善の見直しを図った。また、この議論の結果を業務運営の指針としてまとめ、内部評価委員会の外部委員及び国交省独法評価委員会教育機関分科会の評価委員から広く意見を求め、年度計画の策定や業務執行等に反映させた。

効果 業務における不具合事項やリスクを抽出して議論し、部署に関係なく提案を行い業務の改善を図ることができた。

今後の検討課題 組織の業務遂行を阻害する課題やリスクに対し、その認識と明確な対処方針を策定し、迅速な対応をすることが不可欠である。